

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和5年 4 月分)

(兵庫県議会ひょうご県民連合議員団)

(議員名 石井健一郎)

整理 番号	使 途 項 目				
/	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費				
		<table border="1"><tr><td data-bbox="991 510 1034 1075" rowspan="3">案 分 率</td><td data-bbox="1034 510 1297 555">共通案分率 <u>100</u> 50%</td></tr><tr><td data-bbox="1034 555 1297 600">それ以外の案分 %</td></tr><tr><td data-bbox="1034 600 1297 1075">案分の説明</td></tr></table>	案 分 率	共通案分率 <u>100</u> 50%	それ以外の案分 %
案 分 率		共通案分率 <u>100</u> 50%			
	それ以外の案分 %				
	案分の説明				
※別紙添付					



2023年3月25日発行 002W0AC000037

毎々当社のカードをご愛用いただきありがとうございます。
過日ご利用いただきました「ご利用明細」と「お支払明細」、「お支払日」を
下記の通りご案内申し上げます。ご指定の口座を通してお支払いいただきますので、
「口座残高」のご確認も併せてお願い申し上げます。
なお、お支払口座へのご入金はお早めをお願い申し上げます。

石井 健一郎 様

株式会社みなとカード
神戸市中央区西町 35番地
登録番号 近畿財務局長第00492号

08137-5372-6470-23620 6017725#



TEL 078-322-2001
※電話番号はお間違いのないようにおかけください。
スマートダイヤル24(音声応答)0120-911-911 サービスコード11
ホームページ <https://www.minatocard.com>

ご利用明細

カードの種類	VISA		
総利用枠	5万円		
カード利用枠	5万円		

お支払口座へのご入金はお早めをお願いいたします。

2023年4月10日(月)

お客様の個人情報保護のため、口座番号を表示しておりません。

ロードサービスVISAカード

2004年7月29日

各種ご照会・お申込みには会員番号が必要となりますので、
お手元にカードをご用意の上、お問い合わせください。

カードを安心してご利用頂けるよう以下のことにご協力ください。

- ◆カード名義人ご本人以外は、たとえご家族の方であっても、カードをご利用頂くことはできません。
また、カードの裏にはサインが必要です。サインをしたカード名義人ご本人の方のみがご利用になれます。
- ◆カードご利用時等、暗証番号が必要となる場合がございます。暗証番号は他人に知られないよう十分にご注意ください。

(ロードサービスVISAカード) 石井 健一郎 様

23 2 | 神戸新聞ECショップ

3850 1 1

3850

©

備考の◎印はポイントの対象利用となります。

<ご利用日>前回ご案内以降にご利用データもしくは伝票が到着したものとします。

<支払区分>1=1回払い、2=2回払いの支払回数、3~=分割払いの支払回数、リボ=リボ払い、ポ=ボーナス一括払い 等 <今回回数>今回が何回目のお支払いかを表示しております。

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)

(兵庫県議会ひょうご県民連合議員団)

(議員名 石井健一郎)

整理 番号	使 途 項 目			
2		調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費		
<table border="1"><tr><td data-bbox="997 526 1045 1086" rowspan="3">案 分 率</td><td data-bbox="1045 526 1308 571">共通案分率 100.50%</td></tr><tr><td data-bbox="1045 571 1308 616">それ以外の案分 %</td></tr><tr><td data-bbox="1045 616 1308 1086">案分の説明</td></tr></table>		案 分 率	共通案分率 100.50%	それ以外の案分 %
案 分 率	共通案分率 100.50%			
	それ以外の案分 %			
	案分の説明			
※別紙添付				



2023年3月25日発行 002W0A000037

毎々当社のカードをご愛用いただきありがとうございます。
 過日ご利用いただきました「ご利用明細」と「お支払明細」、「お支払日」を
 下記の通りご案内申し上げます。ご指定の口座を通してお支払いいただきますので、
 「口座残高」のご確認も併せてお願い申し上げます。
 なお、お支払口座へのご入金はお早めをお願い申し上げます。

株式会社みなとカード
 神戸市中央区西町 35番地
 登録番号 近畿財務局長第00492号



TEL 078-322-2001
 ※電話番号はお間違いのないようにおかけください。
 スマートダイヤル24(音声応答)0120-911-911 サービスコード11
 ホームページ <https://www.minatocard.com>

石井 健一郎 様

08137-5372-6470-23620 6017725#



ご利用のカードの種類

カードの種類	VISA		
総利用枠	5万円		
カード利用枠	5万円		

お支払口座へのご入金はお早めをお願いいたします。

2023年4月10日(月)

お客様の個人情報保護のため、口座番号を表示しておりません。

ロードサービスVISAカード

2004年7月29日

各種ご照会・お申込みには会員番号が必要となりますので、お手元にカードをご用意の上、お問い合わせください。

カードを安心してご利用頂けるよう以下のことに協力ください。

- ◆カード名義人ご本人以外は、たとえご家族の方であっても、カードをご利用頂くことはできません。
- また、カードの裏にはサインが必要です。サインをしたカード名義人ご本人の方のみがご利用になれます。
- ◆カードご利用時等、暗証番号が必要となる場合がございます。暗証番号は他人に知られないよう十分にご注意ください。

(ロードサービスVISAカード) 石井 健一郎 様

23 2 1 朝日新聞デジタル(朝日ID決済) 3800 1 1 3800



備考の◎印はポイントの対象利用となります。

ご利用明細の注記

<ご利用日> 前回ご案内以降にご利用データもしくは伝票が到着したものとします。
 <支払区分> 1=1回払い、2=2回払いの支払回数、3~=分割払いの支払回数、リボ=リボ払い、ポ=ボーナス一括払い 等 <今回回数> 今回が何回目のお支払いかを表示しております。

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和5年 〇 月分)

(兵庫県議会ひょうご県民連合議員団)

(議員名 石井健一郎)

整理 番号	使 途 項 目						
3		調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務助・ <u>事務助</u> ・人件費					
<table border="1"><tr><td data-bbox="992 517 1034 1084" rowspan="3">案 分 率</td><td data-bbox="1034 517 1299 566">共通案分率</td><td data-bbox="1034 517 1299 566">50%</td></tr><tr><td data-bbox="1034 566 1299 616">それ以外の案分</td><td data-bbox="1034 566 1299 616">%</td></tr><tr><td data-bbox="1034 616 1299 1084">案分の説明</td><td data-bbox="1034 616 1299 1084"></td></tr></table>		案 分 率	共通案分率	50%	それ以外の案分	%	案分の説明
案 分 率	共通案分率		50%				
	それ以外の案分		%				
	案分の説明						
※別紙添付							



2023年3月25日発行 002W0AC000037

毎々当社のカードをご利用いただきありがとうございます。
 適日ご利用いただきました「ご利用明細」と「お支払明細」、「お支払日」を
 下記の通りご案内申し上げます。ご指定の口座を通してお支払いいただきますので、
 「口座残高」のご確認も併せてお願い申し上げます。
 なお、お支払口座へのご入金はお早めをお願い申し上げます。

石井 健一郎 様

株式会社みなとカード
 神戸市中央区西町 35番地
 登録番号 近畿財務局長第00492号

08137-5372-6470-23620 6017725#



TEL 078-322-2001
 ※電話番号はお間違いのないようおかけください。
 スマートダイヤル24(音声応答)0120-911-911 サービスコード11
 ホームページ <https://www.minatocard.com>

ご利用明細

カードの種類	VISA	
総利用枠	5万円	
カード利用枠	5万円	

お支払口座へのご入金はお早めをお願いいたします。

2023年4月10日(月)

お客様の個人情報保護のため、口座番号を表示していません。

ロードサービスVISAカード

2004年7月29日

各種ご照会・お申込みには会員番号が必要となりますので、
 お手元にカードをご用意の上、お問い合わせください。

カードを安心してご利用頂けるよう以下のご協力ください。

- ◆カード名義人ご本人以外は、たとえご家族の方であっても、カードをご利用頂くことはできません。
 また、カードの裏にはサインが必要です。サインをしたカード名義人ご本人の方のみがご利用になれます。
- ◆カードご利用時等、暗証番号が必要となる場合がございます。暗証番号は他人に知られないよう十分にご注意ください。

(ロードサービスVISAカード) 石井 健一郎 様

23 228 UQ ご利用料金 4269 1 1 4269

備考の◎印はポイントの対象利用となります。

ご利用明細

<ご利用日> 前のご案内以降にご利用データもしくは伝票が到着したものとします。
 <支払区分> 1=1回払い、2=2回払いの支払回数、3~=分割払いの支払回数、リボ=リボ払い、ボ=ボーナス一括払い 等 <今回回数> 今回が何回目のお支払いかを表示しております。

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和5年 7 月分)

(兵庫県議会ひょうご県民連合議員団)

(議員名 石井健一郎)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ <u>郵務費</u> ・人件費	
4		共通案分率 50%
		それ以外の案分 %
		案分の説明
		案分率 $2.928 + 0.225$ $= 11.152 \times 50\%$ $= 5.576$
※別紙添付		



2023年3月25日発行 002W0AC000037

当社のカードをご利用いただきありがとうございます。過日ご利用いただきました「ご利用明細」と「お支払明細」、「お支払日」を下記の通りご案内申し上げます。ご指定の口座を通してお支払いいただきますので、「口座残高」のご確認も併せてお願い申し上げます。なお、お支払口座へのご入金はお早めをお願い申し上げます。

石井 健一郎 様

株式会社みなとカード
神戸市中央区西町 35番地
登録番号 近畿財務局長第00492号

08137-5372-6470-23620 6017725#



TEL 078-322-2001
※電話番号はお間違いのないようにおかけください。
スマートダイヤル24(音声応答)0120-911-911 サービスコード11
ホームページ <https://www.minatocard.com>

カードの種類	VISA		
総利用枠	5万円		
カード利用枠	5万円		

2023年4月10日(月)

お客様の個人情報保護のため、口座番号を表示しておりません。

ロードサービスVISAカード

2004年7月29日

各種ご照会・お申込みには会員番号が必要となりますので、お手元にカードをご用意の上、お問い合わせください。

お支払口座へのご入金はお早めをお願いいたします。

カードを安心してご利用頂けるよう以下のことにご協力ください。

- ◆カード名義人ご本人以外は、たとえご家族の方であっても、カードをご利用頂くことはできません。
- また、カードの裏にはサインが必要です。サインをしたカード名義人ご本人の方のみがご利用になれます。
- ◆カードご利用時等、暗証番号が必要となる場合がございます。暗証番号は他人に知られないよう十分にご注意ください。

(ロードサービスVISAカード) 石井 健一郎 様

23 313 2月分 au携帯電話料金 21520 1 1 21520

備考の◎印はポイントの対象利用となります。



<ご利用日>前日ご案内以降にご利用データもしくは伝票が到着したものとします。
<支払区分>1=1回払い、2=2回払いの支払回数、3~=分割払いの支払回数、リボ=リボ払い、ポ=ボーナス一括払い 等 <今回回数>今回が何回目のお支払いかを表示しております。

利用料金のご案内 CONFIRMATION OF CREDIT PAYMENT

KDDI 株式会社
〒163-8003 東京都新宿区西新宿2丁目2-1 KDDIビル

発行年月日 DATE OF ISSUE 2023年 3月10日



石井 健一郎 様



0025948# 03093 F71121 000000 2303J



お知らせ INFORMATION

- 通信サービスご契約のお客さまへのご案内
 - ・ユニバーサルサービス料は、日本全国における加入電話・公衆電話等の提供確保のため、NTT東・西日本に支払われるものです。
 - ・電話リレーサービス料は、聴覚や発話に障がいのある方との意思疎通を、手話等で仲介するサービス提供のため、日本財団電話リレーサービスに支払われるものです。
- ご登録住所に変更はございませんか？
KDDIからの重要なお知らせや請求書などを確実にお届けするため、お引越しなどご住所が変更となる際には、お早めに住所変更のお手続きをお願いいたします。
お手続きは「au住所変更」「UQモバイル住所変更」で検索をお願いいたします。

KDDIをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

ご利用年月
BILLING PERIOD 2023年 2月振替日(注1)
DUE DATE ご利用クレジット会社の
規約に基づく振替日ご利用料金
TOTAL AMOUNT DUEクレジットカード番号
CREDIT CARD No.ご請求コード
CUSTOMER CODE 0651361074

(注1)

ご利用料金はクレジットカード会社からのご請求となります。
なお、クレジットカード会社からご指定のクレジットカードでお支払いができない旨の通知を受けた場合は、後日払込用紙、SMSまたはプラスメッセージをお送りいたします。お支払期日までにお支払いをお願いいたします。

個人契約のお客様はご利用状況によりハガキタイプの請求書となる場合がございます。封書をご希望の場合はお客さまセンターまでご連絡ください。

サービス別ご利用料金

au電話料金 (内訳)	(2,928円)
au機器代金/各種オプション品 auかんたん決済利用料 紙請求書発行等手数料	(8,225円)
※うち消費税等 10%対象 (課税対象額は でした。)		
※au合計台数 3台		

お問い合わせ先

◆ au au携帯電話から 157

一般電話から 0120-977-033

受付時間 9時~20時(年中無休・無料)

◆ povo WEBのサポートページをご確認ください

クレジットカードでお支払いのお客様へ

◆変更のお手続きについて

クレジットカードの番号や有効期限が変わった場合は、速やかに変更のお手続きをお願いいたします。
お手続きが遅れますとクレジットカードでのお支払いが出来ない場合がございます。
お手続きは、右記WEBサイトからの変更が便利です。

URL <http://kddi-l.jp/vt/>
※別途、パケット通信料がかかります。

◆クレジットカード会社のご利用明細について

クレジットカード会社が発行するご利用明細上は、「auかんたん決済」料金が電話等のご利用料金と分かれて表示される場合がございます。
またご利用のサービス内容が変わると、クレジットカード会社が発行するご利用明細に掲載される名称が変わる場合がございます。

料金内訳書

<凡例> *：税込または免税料金等、#：旧税率計算対象料金
内訳に「※」がある料金は、「消費税等」「課税対象額」の計算対象外です。

KDDI株式会社

石井 健一郎 様

ご請求コード:0651361074 | 発行日:2023年 3月10日

1頁

ご利用項目	金額(円)	内訳(円)	備考
● a u 電話料金			● 合計
ご利用番号	2,928		お客様コード 28545375
< 2月ご利用内訳 >	2,928		ご利用月数は2023年 3月で14年 7ヶ月目です。
▼プラン利用料	2,000		
ケータイシンプル+通話定額ライト2 2年契約N		2,170 -170	基本使用料と通話定額ライト2 (800円) の合算額です
▼オプション使用料	380		
故障紛失サポート		380	
▼通話料/ケータイシンプル通話定額ライト2	280		
通話料		1,840	
通話定額ライト2 割引額		-1,560	
▼ユニバーサルサービス料	2		
▼消費税等 (10%)	266		10%消費税の課税対象額 2,662円
データ利用量 (データ容量消費あり)	0.02GB		

ご利用番号	8,225		お客様コード 17641556
< 2月ご利用内訳 >	8,225		ご利用月数は2023年 3月で29年 11ヶ月目です。
▼プラン利用料	7,066		
カケホ:(V)		4,200	
データ定額5 (V)		5,000	
2年契約		1,500	
LTE NET		300	
Auスマートバリュー		-934	
▼オプション使用料	380		
故障紛失サポート		380	
▼通話料/カケホ (V)	30		
通話料		10,000	
SMS (Cメール) 送信料		30	
カケホ:(V) 割引額		-10,000	
▼ユニバーサルサービス料	2		
▼消費税等 (10%)	747		10%消費税の課税対象額 7,478円
データ利用量 (データ容量消費あり)	2.00GB		

料金内訳書

<凡例>

*：税込または免税料金等、#：旧税率計算対象料金
内訳に「*」がある料金は、「消費税等」「課税対象額」の計算対象外です。

KDDI株式会社

石井 健一郎 様

ご請求コード:0651361074 | 発行日:2023年 3月10日

2 頁

ご利用項目	金額(円)	内訳(円)	備考

・通話定額2または通話定額ライト2ご加入者は、電話きほんパックが無料となります。

au電話番号別一覧

au電話番号ごとの各サービスの合計額を記載しております。
※スマートパスなどのパス承サービスはauかんたん決済に含まれます。

au電話番号	au電話料金	au機器代金	auかんたん決済利用料	その他	合計
	2,928				2,928
au電話以外の料金	8,225				
合計					

毎々当社のカードをご愛用いただきありがとうございます。
過日ご利用いただきました「ご利用明細」と「お支払明細」、「お支払日」を
下記の通りご案内申し上げます。ご指定の口座を通してお支払いいただきますので、
「口座残高」のご確認も併せてお願い申し上げます。
なお、お支払口座へのご入金はお早めをお願い申し上げます。

石井 健一郎 様

08137-5372-6470-23620 6017725#



株式会社みなとカード
神戸市中央区西町 35番地
登録番号 近畿財務局長第00492号



お問い合わせ先 お電話の際はお手元にカードをご用意ください。

TEL 078-322-2001

※電話番号はお間違いのないようにおかけください。

スマートダイヤル24(音声応答)0120-911-911 サービスコード11

ホームページ https://www.minatocard.com

明細書枚数 1枚中 1枚目

Table with columns for Card Type (VISA), Total Usage (50,000 Yen), and Card Usage (50,000 Yen).

Table with columns for Payment Date (2023年4月10日), Financial Institution, Branch, Account Number, and Card Number.

お客様の個人情報保護のため、口座番号を表示していません。

Table with columns for Card Name (ロードサービスVISAカード), Inquiry Number, and Join/Changeover Date (2004年7月29日).

各種ご照会・お申込みには会員番号が必要となりますので、
お手元にカードをご用意の上、お問い合わせください。

カードを安心してご利用頂けるよう以下のことに協力ください。

- ◆カード名義人ご本人以外は、たとえご家族の方であっても、カードをご利用頂くことはできません。
◆カードの裏にはサインが必要です。サインをしたカード名義人ご本人の方のみがご利用になれます。
◆カードご利用時等、暗証番号が必要となる場合がございます。暗証番号は他人に知られないよう十分にご注意ください。

Main transaction table with columns: ご利用年月日, ご利用店名, ご利用金額, 支払回数, 今回回数, お支払金額, 備考.

備考の◎印はポイントの対象利用となります。

お支払金額総合計

ご利用明細のご説明

<ご利用日>前日ご案内以降にご利用データもしくは伝票が到着したものとします。
<支払区分>1=1回払い、2=2回払いの支払回数、3=分割払いの支払回数、リボ=リボ払い、ボ=ボーナス一括払い 等 <今回回数>今回が何回目のお支払いかを表示しております。

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和5年~~4~~月分)

(兵庫県議会ひょうご県民連合議員団)

(議員名 石井健一郎)

整理 番号	使 途 項 目	
5	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・ <u>人件費</u>	
		共通案分率 50% それ以外の案分 % 案分の説明
※別紙添付		案分率

(添付様式9)

政務活動補助業務 勤務実績表・領収書								
〇 月分		氏名						
日	曜日	定時勤務				備考(時間外勤務等)		
		開始時刻	終了時刻	休憩等控除時間	勤務時間数	開始時間	終了時刻	勤務時間
1	水	10:00	16:00	1	5			
2	木	10:00	16:00	1	5			
3	金	10:00	16:00	1	5			
4	土							
5	日							
6	月	10:00	16:00	1	5			
7	火	10:00	16:00	1	5			
8	水							
9	木	10:00	16:00	1	5			
10	金							
11	土	1	1					
12	日	1	1					
13	月	10:00	17:00	1	6			
14	火	10:00	17:00	1	6			
15	水	10:00	17:00	1	6			
16	木							
17	金	10:00	16:00	1	5			
18	土							
19	日							
20	月	10:00	15:00	1	4			
21	火							
22	水	10:00	16:00	1	5			
23	木							
24	金	10:00	16:00	1	5			
25	土							
26	日							
27	月	10:00	16:00	1	5			
28	火							
29	水	10:00	16:00	1	5			
30	木							
31	金	10:00	16:00	1	5			
計					(A)			

上記のとおり勤務したことを証明します。 議員名 石井健一郎 (印)

【総支給額の計算】
 ① 時給の場合 (A) [時間 分] × 単価 [円] = 円(B)
 ①' 月額の場合 支給額 = 80,000 円(B)
 ② 時間外勤務手当等 支給額 = 円(C)
 ③ 総支給額 (B)+(C) = 80,000 円(D)



【実支給額(総支給額-諸控除額)の計算】
 (D) - [円] (所得税・住民税、保険料本人負担額) = 80,000 円(E)

金 80,000 円(E) 左記金額を確かに領収致しました。
 2020 年 4 月 10 日
 氏名 []

【政務活動費充当額の計算】
 ○ 給与 [80,000 円] × 案分率[50%] = 40,000 円(F)
 ○ 保険料等雇用主負担額 総額 [円] × 案分率 [%] = 円(G)
 ○ 政務活動費充当額の計 (F)+(G) = 40,000 円

(添付様式8)

雇 用 契 約 書

ぶりがな	■■■■■	生 年 月 日
氏 名	■■■■■	■■■■■
現 住 所	■■■■■	Tel ■■■■■
下記の条件で契約します		
雇用期間	平成26年10月1日から平成 年 月 日まで	
雇用形態	正規職員 <u>パートタイム</u> その他	
就業場所	石井健一郎事務所等	
仕事内容	政務調査補助・事務補助等	
就業時間 (休憩時間)	午前10時00分から 午後4時00分まで (休憩時間は、 時 分から 時 分)	
休 日	土曜日、日曜日、祝祭日、年末及び年始、夏期休暇	
給与(賃金)	月額 80,000円(時給 円)	
給与支払	前月分を 20日に支払い	
給与振込先	手渡し	
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。		
平成26年 10 月 1 日		
雇 用 者	兵庫県議会議員 石井健一郎	
被雇用者	■■■■■	

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和5年 7 月分)

(兵庫県議会ひょうご県民連合議員団)

(議員名 石井健一郎)

整理 番号	使 途 項 目	
く	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
		共通案分率 100 50%
		それ以外の案分 % 案分の説明
※別紙添付		

領収証

No. 00001106

2023年4月13日

兵庫県議会ひょうご県民連合議員団 石井健一郎 様

金額

¥22,000-

内

消費税等

¥2,000-

但 1月分政務活動費会計処理・報告書作成

上記正に領収いたしました

650-0012 兵庫県神戸市中央区北長狭通5-2-19-301

大内税理士事務所

TEL 078-203-6366



領収書等添付様式【共通】

(令和5年 7 月分)

(兵庫県議会ひょうご県民連合議員団)

(議員名 石井健一郎)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ 事務費 ・人件費	
7	5-5-8 振替	*9,992 NTT電話料
		案分率
		共通案分率 50%
		それ以外の案分 %
		案分の説明

口座振替のご案内 (西日本ご利用分)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	振替日 (TRANSFER DAY)
078-871-0808	2023年 4月ご請求分	2023年 5月 8日(月)
振替金額 (TRANSFER AMOUNT OF MONEY)	9,992 円	

※振替日に振替が出来なかった場合は延滞利息を加算させていただく場合があります。
 ※口座振替をご利用のお客様で、振替日に振替ができなかった場合は、原則、振替日から起算して15日後に再度振替させていただきます。

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証 (西日本ご利用分)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER)	078-871-0808
ご請求先氏名(CUSTOMER NAME)	石井 健一郎 様

下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
 The following amount was transferred from your account. (2023年 4月20日発行)

2023年 2月ご請求分	(2023年 3月 6日振替)
領収金額 (AMOUNT RECEIVED)	
金融機関名 BANK/POST OFFICE	
口座番号 ACCOUNT	

印紙税申告納
付につき芝
税務署承認済

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075
東京都港区港南1-2-70

【NTTファイナンスからのお知らせ】
 *** NTTグループ各社ご請求金額 ***
 NTT西日本分ご請求額 (合計) 9,992円
 9,992円 詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

*** 振替口座のお知らせ ***
 お知らせ
 振替口座情報
 金融機関名：
 口座番号：

*** NTTファイナンスからのお知らせ ***
 奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は翌月に2ヶ月まとめてご請求しております。

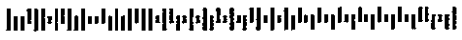
*** NTT西日本からのお知らせ *** フレッツ光の割引サービス (光ももっとも割、Web光ももっとも割、どーんと割、どーんと学割、光はじめ割) は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。割引適用期間中に本割引を解約された場合、解約金が発生する場合があります。割引適用期間の満了月とその翌月の解約には解約金は発生いたしません。詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト [http://flets-w.com/wari/] でご確認ください。*NTT西日本請求額のうち、料金回収代行分はNTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

4/25

料金後納郵便

4/28 コピー取り処理済み

石井 健一郎 様



023042503057852854

重要 Important 親展 Confidential



口座振替のご案内(西日本ご利用分)

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

発行年月日 2023年 4月20日発行
発行会社 差出：NTTファイナンス(株)
東京都港区港南1-2-70
お問合せ先 0800-3335550 (無料)
【受付先】
〒536 大阪市城東区森之宮1-6
-0025 -111 NLC森の宮ビル6F

Webでのお問い合わせ先



社用コード M300B1391005 08593 08593 00 J 23040400J

ここから、①②の順にゆっくりおはがきください。
※書かれている場合は、お分りかたが、ゆっくりおはがきください。お預り人以外の方が書いた場合は、法律によりお預りされることがあります。

Table with 4 columns: 内訳項目金額(円), 内訳金額(円), 請求内訳等詳細, 税区分. Rows include NTT西日本ご利用分, NTT西日本分(小計), NTT西日本ご利用分, NTTコミュニケーションズご利用分, NTT西日本分(小計), and 合計.

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和5年 1 月分)

(兵庫県議会ひょうご県民連合議員団)

(議員名 石井健一郎)

整理番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
8	05-04-20	77,770
		77,770 × 9/10 = 70,000
	共通案分率	50%
	それ以外の案分	%
	案分の説明	
	案分率	

お引落案内

ご照会番号: 1004-8377-906
発行日: 2023年 4月 7日

お問い合わせ先 電話番号	請求書担当 03-6436-6023
-----------------	-----------------------

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、ご明細のとおり、ご利用代金等をご指定の口座より、
お引落しさせていただきます。
なお、お引落しについての領収書は発行いたしませんので、
ご了承ください。 敬具

お引落金融機関	預金種目	口座番号
お引落日	お引落金額合計	
2023年 4月 20日	77,770 円 (下記、実質請求金額の合計となります。)	

1/1

ご契約番号	回	請求金額 内消費税金額	実質請求金額	消費税率	摘要
1000-1000-0480-8893 リース料	31	77,770 7,070	77,770	10.00%	神戸366ゆ511 RAV4 2500 %HYBRID G 5F7 FCVT 4



此
が
は
郵
便

石井 健一郎 様



0010748# 002011 04081



ORIX オリックス自動車株式会社

東京都港区芝3丁目2-8

〒105-8539



自動車リース契約書

マイカーリース(コスタMyカーリース)

貸渡人 (乙)

東京都港区芝三丁目2番8号
オリックス自動車株式会社 御中

契約番号 : 1000-1000-0480-8893

契約締結日 : 2020年07月27日

借受人 (甲)

ご住所

連帯保証人

ご住所

お名前

石井 健一郎

お名前

印

上記の者は、下記および別添の自動車リース契約条項(2020年3月1日改訂版)のとおり契約します。
甲および連帯保証人は、この契約の成立を証するため
本書1通を作成し、記名、捺印のうえ、これを乙に差し入れます。

捺印

(1) 自動車			(2) リース期間	
車種名	RAV4 2500 HYBRID G 5ド7 FCVT 4WD 5人		期間	36 ヶ月
型式	6AA-AXAH54			
特別仕様・架装品	マット、バグ、その他付属品			
			(3) リース種類	
			基本リース	
(4) リース料				
	1回当たりリース料	消費税額、地方消費税額 (税率) 10 %	合計	支払回数
① 別枠リース料	0 円	0 円	0 円	
② 各月リース料	70,700 円	7,070 円	77,770 円	④ 36回
③ ボーナス月加算額	0 円	0 円	0 円	⑤
総額 (①+②×④+③×⑤)	2,545,200 円	254,520 円	2,799,720 円	
(5) 残存価額の精算				
<input checked="" type="checkbox"/> 有り 残存価額 (円) <input type="checkbox"/> 無し				
(6) 支払条件				
別枠リース料	別途、乙の指定する支払期日までに、乙が指定する銀行口座に振り込むものとします。			
第1回	リース開始日 (乙が承認した場合、第2回リース料と同時)			
第2回目以降	リース開始月の翌月から毎月20日			
ボーナス月	月 月			
支払方法	口座振替			
(7) リース料に含む費用 (○は含み、×は含みません)				
<input type="checkbox"/> 車両代 (特別仕様・架装品等含む)	<input type="checkbox"/> 登録諸料費用	<input checked="" type="checkbox"/> 環境性能割		
<input type="checkbox"/> 自動車税 (全期間)	<input type="checkbox"/> 自動車重量税 (全期間)	<input type="checkbox"/> 自動車損害賠償責任保険料 (全期間)		
<input checked="" type="checkbox"/> 自動車保険料				

オリックス自動車使用欄

登録番号	車台番号	登録日 (リース開始日)	リース終了日
		年 月 日	年 月 日

(8) 保険条件

本欄余白

複数の保険会社による共同保険契約は、各引受保険会社は引受割合または保険金額に応じ、逆帯することなく単独個別に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社として他の引受会社の業務および事務の代理・代行を行います。

(9) 特約条項

甲は、自動車の登録と同時に自動車についてコスモ石油販売 株式会社を通じてコスモ石油のシルバーバックに加入するものとします。2. 前項のシルバーバックの料金は、表記の費用負担区分の記載の有無に関わらず、リース契約に含まれ、乙は、甲の委託により、当該料金をコスモ石油に支払うものとします。以下余白

個人情報に関する条項

個人のお客さま(以下お客さまという)につきましては、この申込またはこの契約(以下この契約という)に關し、以下の条項が適用されます。

第1条(個人情報の利用目的)

オリックス自動車株式会社(以下弊社という)は、お客さまの個人情報すべてを以下の利用目的で、利用目的の達成に必要な範囲において利用するものとし、お客さまはこれに同意します。

(利用目的)

- ① 自動車等のリース・クレジット・レンタル・割賦販売、自動車保険・その他保険商品の販売、自動車等の販売、買取、整備、カーシェアリングなどの自動車等に関する弊社の事業(事業内容は当社ウェブサイト(https://www.orix.co.jp/auto/)をご確認ください。)につき、お客さまからの申込、お客さまへの箱社からの提案などお客さまとの商談にあたり、適切な対応を行うため。
- ② 自動車等のリース・クレジット・割賦販売などの取引(信用供与取引)の場合の審査を行うため、ならびにお客さまの本人確認にあたり、適切な判断や対応を行うため。
- ③ お客さまとの契約につき、弊社においてその契約の管理を適切に行うため。また、契約の終了後においても、照会への対応や法令等により必要となる管理を適切に行うため。
- ④ 弊社およびオリックスグループ各社(オリックス株式会社ならびに控弁等に基づくオリックス株式会社の連結決算および付分法適用の対象会社)ならびにその他の会社の会社紹介、各種の商品・サービスの紹介をダイレクトメール、電子メール等により案内するため。
- ⑤ お客さまによりよい商品、サービスを提供するためなど、さらなるお客さまの満足のためのマーケティング分析に利用するため。
- ⑥ 弊社において経営上必要な各種の管理を行うため。
- ⑦ オリックスグループ各社および弊社のレンタカー事業、中古車販売事業のフランチャイジー各社との共同利用のため。

※共同利用については弊社のホームページ(https://www.orix.co.jp/auto/privacy.htm)記載のプライバシーポリシーに従います。なお、共同利用におけるオリックスグループ各社および弊社のレンタカー事業、中古車販売事業のフランチャイジー各社との利用目的は以下のとおりです。

[共同利用(オリックスグループ各社)の利用目的]

- (1) 弊社およびオリックスグループ各社における債権、管理の状態、リスクの掌握等経営上必要な各種の管理を行うため。
 - (2) お客さまによりよい商品、サービスを提供させていただき、より満足いただくためのマーケティング分析や商品・サービス開発を行うため。
 - (3) オリックスグループ各社の取り扱う商品・サービス(詳細は「事業・サービス紹介」(https://www.orix.co.jp/erp/business/)をご確認ください)の紹介・提案のため。
- [共同利用者(弊社のレンタカー事業および中古車販売事業のフランチャイジー各社)の利用目的]
- (1) フランチャイジー各社の店舗におけるお客さまからの申し込み、お客さまへのフランチャイジー各社からの提案などお客さまとの商談にあたり、適切な対応を行うため。
 - (2) お客さまによりよい商品、サービスを提供させていただき、より満足いただくためのマーケティング分析や商品・サービス開発を行うため。
 - (3) 与信事業に際して個人情報を加盟する個人信用情報機関(個人の支払能力・返済能力に関する情報の収集および加盟会員に対する当該情報の提供を業とするもの。以下加盟機関という)に提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため(個人情報を加盟機関に提供すること等についてお客さまから同意を得た場合に限る)。

第2条(保証人等、債権譲渡先等への個人情報の提供)

この契約にかかる取引につき弊社が保有するお客さまの個人情報をこの契約にかかる取引の保証人、担保受入人、債権引受人にその取引関係に必要な範囲において弊社が提供することにお客さまは同意します。

- 2. 弊社がこの契約にかかる取引上の権利を第三者に譲渡、買入等する(その検討、準備を含む)に際し、弊社が保有するお客さまの個人情報をその相手方等にその取引関係に必要な範囲において弊社が提供することにお客さまは同意します。
- 3. この契約にかかる取引につき弊社が保有するお客さまの個人情報を、この契約の目的となる自動車等の物件の売主に、その取引関係に必要な範囲において弊社が提供することにお客さまは同意します。

第3条(信用情報機関への登録・利用)

加盟機関および加盟機関と提携する個人信用情報機関(以下提携機関という)に照会し、お客さま、配偶者の個人情報が登録されている場合には、お客さまの支払能力・返済能力の調査のために、弊社が当該個人情報を利用することにお客さまは同意します。

- 2. この契約に基づく個人情報、客観的な取引事実が、本条第3項に定める期間中、加盟機関に登録され、加盟機関および提携機関の加盟会員により、お客さまの支払能力・返済能力に関する調査のために利用されることにお客さまは同意します。
- 3. 加盟機関、登録情報、登録期間は、以下のとおりです。
加盟機関:株式会社シーアイシー(CIC)
〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階
お問い合わせ先:0370-666-414
ホームページアドレス:https://www.cic.co.jp/
登録情報:氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等、本人を特定するための情報、契約の種類、契約日、契約額、貸付額、商品名およびその数値/回数/期間、支払回数等契約内容に関する情報、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等支払い状況に関する情報等。
登録期間:①この契約にかかる申込をした事実:弊社が加盟機関に照会した日から6か月間
②この契約にかかる客観的な取引事実:契約期間中および契約終了後5年以内
③債務の支払を延滞した事実:契約期間中および契約終了後5年以内

- 4. 提携機関は、以下のとおりです。
① 全国銀行個人信用情報センター
〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1
電話番号:03-3214-5030
ホームページアドレス:https://www.zenginkyo.or.jp/pcc/
② 株式会社日本信用情報機構(JICC)
〒110-0014 東京都台東区北上野一丁目10番14号 住友不動産上野ビル5号館
電話番号:0570-055-855
ホームページアドレス:https://www.jicc.co.jp/
- 5. 提携機関の加盟資格、加盟会員登録名等の詳細については、各提携機関のホームページをご覧ください。

第4条(個人情報の開示・訂正・削除)

- 1. お客さまは、弊社に対して、弊社が保有する自己に関する個人情報(以下保有個人データという)を開示すること、または弊社が保有しているお客さまの保有個人データの内容が不正確または誤りがある場合に、当該保有個人データの訂正または削除を請求することができます。
- 2. 前項によりお客さまから保有個人データの開示、または訂正もしくは削除を請求された場合、弊社は、法令に従って開示、訂正、削除を行います。
- 3. お客さまは、加盟機関に対して、第1項と同様に加盟機関が保有する自己に関する個人情報の開示、訂正、削除を請求することができます。

第5条(問合せ窓口)

前条によるお客さまからの保有個人データの開示、訂正、削除のお問い合わせについては、以下の窓口で承ります。
オリックス自動車株式会社
法務・コンプライアンス室
受付時間:月～金曜日 9:00～17:00(祝日および年末年始を除く)
電話:03-6436-6015

第6条(本同意条項に不同意の場合)

お客さまが、各条項の内容を承認せず、この契約の審査、契約管理等に支障が生じる場合、弊社はこの契約の締結をお断りすることがあります。

第7条(この契約が不成立の場合)

この契約が不成立となった場合でも、この契約に関する事実(は、この契約の不成立の理由の如何を問わず、利用目的に従って利用されます。

以上

自動車リース契約条項 (2020年3月1日改訂版)

第1条(リース契約)

乙は、次条以下に定めるところにより、甲が選定した表記(1)の自動車(以下「自動車」という)を甲にリース(貸渡)し、甲はこれを借受けます。
2. 甲は、この契約および法令に定める場合を除き、第2条に定めるリース期間の途中で、この契約を解除または解約することができないものとします。

第2条(リース期間)

自動車の貸渡期間(以下「リース期間」という)は、自動車の登録または届出(以下「登録等」と総称する)を行った日を起算日(以下「リース開始日」という)とし、表記(2)に定める期間とします。
2. 前項の規定にかかわらず、表記(2)にリース開始日の記載がある場合には、その日をもリース開始日とします。
3. 甲の都合により、道路運送車両法(以下「法」という)第62条に定める自動車の継続検査(以下「車検」という)を早期に行った場合でも、車検は、リース期間中に、通常行うべき車検回数を超えて実施されないものとします。これにより自動車検査証の有効期限がリース期間満了前に満了したときは、自動車検査証の有効期限満了日をもってリース期間が満了したものとみなします。なおこの場合であっても、甲は、リース料の支払い、その他の契約に基づく債務を約定どおり履行します。

第3条(リース料および支払方法)

リース料は表記(4)のとおりとし、甲は、乙に対しリース料を表記(6)のとおり支払います。
2. 甲は、表記(4)に基づく消費税額および地方消費税額(以下「消費税額等」と総称する)を、各リース料とともに乙に支払います。なお、表記(4)の消費税額は、この契約締結日時点のものであることから、表記(4)の修正等により変更される場合があり、この場合、甲は乙の請求に従い不足分を支払うことを予め承諾します。
3. リース料および消費税額等(以下「リース料等」と総称する)の支払方法は口座振替の場合、乙は、口座振替による収納業務をオックス株式会社(以下「オックス」という)に委任するものとします。甲はこれを承認し承諾します。
4. 口座振替による方法を除き、リース料等の支払いに伴う振込手数料等の費用は、甲の負担となります。
5. 甲は、リース期間中、乙の責に帰すべき事由によらず自動車を使用できない期間が生じた場合、その理由の如何を問わずリース料等の支払義務を免れないものとします。

第4条(別件リース料)

甲は、乙に対し表記(4)の別件リース料および消費税額等を表記(6)のとおり支払います。
2. 別件リース料は無利息とし、リース開始日に充当されるものとします。
3. 前項による充当の前に、甲が第19条第1項各号の一つに該当したときは、乙は前項の規定にかかわらず、かつ甲の事前の意思表示を要しない、別件リース料をもって甲に対するすべての債務の全部または一部に任意に充当することができます。

第5条(自動車の引渡し)

乙は、自らまたは乙の指定する者をして登録等の完了の後、取引上相当の期間内に別当甲が乙に届出使用の本拠の位置で甲に自動車を引渡します。
2. 天災地変、戦争、暴動、内乱、労働争議、法令の制定改廃、公権力による命令・処分、自動車製造者の製造・輸送の遅延、登録等の遅延、売主による納車の遅延、その他乙の故意または重大な過失に因る自動車の引渡し遅延し、または不能になったときは、乙は一切責任を負いません。
3. 甲は、搬入された自動車について、甲の負担で直ちに検査を行い、自動車の品質、種類及び数量(規格、仕様、性能その他自動車につき甲が必要とする一切の事項を含む)がこの契約の内容に適合していない(以下「自動車の品質等の不適合」という)場合、これを直ちに書面にて乙に通知するとともに、甲が乙の通知を受けた場合、自動車の品質等の不適合は存在せず、自動車は完全な状態で引渡されたものとみなします。
4. 甲が正当な理由なく自動車の引渡しを受けることを拒み、または甲の責に帰すべき事由により乙が甲に対し自動車を引渡すことができない場合は、乙は何らの催告なく、この契約を解除することができるものとします。このとき、第19条第3項を準用します。

5. 若し表記(4)のリース料が前リースの場合、前4項の規定にかかわらず前回のリース期間の満了日の翌日に、自動車が完全な状態で引渡されたものとみなします。
第6条(自動車の品質等の不適合)
自動車の品質等の不適合があったとき、または自動車の選択、決定に関して甲に錯誤があった場合においても、乙は一切責任を負いません。この場合、甲は、売主または自動車の製造者に対し直接請求を行い、それらの者と甲の間でこれを解決するものとします。乙に対しては甲の請求もありません。
2. 乙は、乙と売主との間の自動車の売買契約において自動車の品質等の不適合、その他売主の債務の履行および義務の履行について売主に対し直接請求する責任を負う旨の特約を定め、または売主に対し有する請求権を甲からの書面による譲渡がなければ乙が必要と判断する範囲で甲に譲渡する手続をとることに甲の売主との直接請求に協力します。ただし、乙は、売主の履行およびこの譲渡に係る権利の存否を甲に対し担保しません。
3. 前2項の場合にも、甲は、リース料等その他この契約に基づく債務の免除、または非許諾の譲受を受けることができないものとします。

第7条(自動車の使用、保管)

甲は、自動車を使用するにあたり、法令および諸規則を遵守し安全運転に努めるとともに、善良な管理者の注意をもって通常の用法に従って自動車を行使します。
2. 甲は、自動車を別途書面にて届出使用の本拠の位置で保管するものとし、乙の書面による事前の承諾を得なければ、その変更はできないものとします。
3. 甲は、自動車を日本国内でのみ使用し、乙の書面による同意なく日本国外に持ち出すことはできません。
4. 甲は、甲の責任で甲の家族等に自動車を借用、保管等させることができるものとします。当該借用人に法令、諸規則およびこの契約の各条項を遵守させ、甲の家族等による義務違反について、一切の責任を負うものとします。
5. 甲は、乙が自動車の保管、使用状況を確認するため使用の本拠の位置もしくは保管場所への立入または説明・資料の提出等を求めたときは、異議なくこれに応じ、また乙が求めたときはいずれも自動車の所在を明らかにし、乙に自動車を譲渡させます。
6. 甲は、自動車について道路運送車両法に定める強制引取をされたときは、当該引取者をして反則金を納付させ、放置違反金を課せられたときは自ら納付し、また当該引取に伴うレッカー移動、保管等の諸費用を負担するものとします。甲が放置違反金の納付を怠る等により自動車の使用期限、自動車継続検査の拒絶等の行政処分が課せられた場合、乙は一切責任を負わず、これにより乙に損害が生じたとき、甲は乙の請求に基づき直ちに損害賠償を支払います。

第8条(原状の回復)

甲は、乙の書面による承諾を得なければ、自動車の改造、構造変更等を行いまたは他の動産を付着させる等、自動車の原状を変更すること、および自動車の用途その他自動車検査証等の記載事項を変更することはできません。
2. 前項の承諾にあたり書面をもって甲にその所有権の帰属を認めた場合、自動車に付着等した動産の所有権は、甲に帰属します。それ以外の場合、乙は、その戻金により、当該動産の所有権をすべて無償で乙に帰属させるか又は乙に帰属せず甲に帰属させるかを選択できるものとします。

第9条(酒類禁止、権利保護等)

甲は、自動車、この契約上の地位またはこの契約に基づく権利・義務の全部もしくは一部の趣への譲渡、自動車の第三者への転貸、その他所有権を含むこの一切の権利を侵害するような行為をしません。
2. 第三者が自動車について権利を主張し、保全処分または強制執行等により乙の所有権を侵害するおそれがあるときは、甲は、この契約書または自動車検査証等を提示し、自動車が乙の所有物であることを要かつ証明して、その侵害防止に努めるとともに、直ちにその事情を乙に通知します。
3. 甲は、乙から自動車に乙の所有権を明示する標識・標識等を設置するよう依頼があったときは、異議なくこれに応じます。
4. 甲は、自動車の占有を侵害されたときは、直ちに乙に通知し、紛失届または盗難届を所轄の警察署に提出します。
5. 乙が、この契約による権利を守り、もしくは回復するため、または自動車もしくはこの契約に関し第三者より異議もしくは苦情の申立てを受けたため、やむを得ず必要な措置をとったときは、甲は、自動車引出費用、弁護士報酬等、それに要した一切の費用を乙に支払います。

第10条(盗難、保守、整備)

甲は、法令・自動車製造者の点検基準等に準じ、自らの責任と費用負担により善良な管理者の注意をもって自動車が常に正常な使用状態・機能を保ち、また法第3章に定める保安基準(以下「保安基準」という)に適合するよう点検、保守、整備を行います。

第11条(事故処理)

甲は、自動車に事故が発生したときは、直ちに事故現場における危険防止措置および負傷者の救済措置を講じるとともに、最寄りの警察署等への届出を行い、すみやかに乙の資産の事故被害書を作成し提出します。
2. 自動車に事故により損傷した場合は、甲は、遅滞なく乙指定の修理工場に搬入して、甲の負担により自動車を修理します。ただし、やむを得ない場合は、あらかじめ乙の承諾を得て、最寄りの修理工場に修理を依頼することができます。

第12条(賠償責任)

甲は、自動車の使用、保管等に起因して第三者に損害を与えた場合、または第三者との間で紛争が生じた場合は、自己の責任と負担によってかかる損害を賠償し、または解決するものとします。
2. 前項において、乙が第三者に対し損害の賠償を行ったとき、甲は、乙が支払った賠償額を乙に支払います。
3. 自動車に第三者の特許権、実用新案権、商標権、意匠権または著作権その他知的財産権に抵触することによって生じた損害および紛争(複製、複製、附属品等に関するものを含む)については、前2項の規定を準用します。

第13条(自動車の滅失・損害、契約の終了)

自動車の返還までに、盗難、火災、風水害、地震その他甲乙いずれの責任にもよらない事由により生じた自動車の滅失、毀損、損傷その他一切の危険はすべて甲が負担するものとします。甲は、この契約に基づく債務の免除もしくは猶予を受けることができません。乙に対しては代位請求の引渡し、差控、損害賠償等を請求することはできません。また、この場合において、甲がこの契約に基づく甲の目的を達成することができなくなったとき、甲はこの契約を解除することはできないものとします。
2. 自動車に滅失(盗難・詐欺・修理不能・修理費用が自動車の再取得費用を上回る場合を含む)、または甲が乙の占有を失ったときは、甲は、第21条の規定損害金を乙に支払います。
3. 前項の場合、第21条の規定損害金その他この契約に基づく一切の債務を履行したときこの契約は終了します。なお、当該金員の支払いによっても、自動車の所有権は乙から甲に移転せず、甲は、乙に対し、自動車の所有権を含む自動車に対する一切の権利を主張することはできません。
4. 自動車の滅失、毀損、損傷等に関して保険会社から支払われる保険金は、自動車の所有者である乙に帰属し、甲が当該保険金の支払いを受けたとき、または保険料その他の返還を受けたときは、甲は直ちにこれを乙に引渡します。
5. 乙が自動車滅失に対する車両保険金を受領できたとき、甲は乙の受領金額の限度で第2項の支払義務を免除されます。

第14条(費用負担)

乙は、表記(7)の〇印を付した費用を負担し、甲は、それ以外の自動車(自動車に設置された機器等を含む)の取得、所有、使用、保管、保守、点検、修繕、整備等に係る費用、この契約に基づく取引に際して新たに課税される税金等、この契約に基づく一切の費用を負担します。
2. 前項において乙が負担する費用がこの契約の締結日の翌日以降に変動した場合は、乙は、変動額の多寡により合理的な限度に基づき、甲乙間で清算を実施するか否かを決定することができるものとします。
3. 前項にかかわらず、自動車保険料の割引率または割増率の変動によって生じた保険料の差額については、甲、乙間の清算を行わないものとします。

第15条(自動車保険)

乙は、表記(7)に保険条件(以下「保険条件」という)の記載がある場合、乙の負担で自動車保険を付保し、リース期間中これを継続するものとします。ただし、将来保険制度が改定され、または乙の責任に帰さない理由により保険条件のいずれか自動車保険を付保せられないときは、乙は保険条件に最も近い自動車保険を付保し、すみやかに甲にその旨を通知します。この場合の変更による増額保険料および免責金額の増額は甲の負担とします。
2. 表記(7)の付保条件(以下「付保条件」という)が乙以外の場合、前項の規定にかかわらず、甲が付保条件として自動車保険の付保手続を行わなければならないときは、乙は付保条件の請求に基づき、この契約の締結時に保険条件に基づき予定された保険料総額の範囲内で保険料を支払うものとします。
3. 保険条件の記載がない場合、甲が自らの責任と費用負担において自動車保険を付保し、リース期間中これを継続するものとします。
4. 前2項の場合、当該自動車保険にかかる保険代理店業務は、付保条件または甲が別途指定する保険代理店がこれを行うものとし、乙は一切責任を負いません。また、乙の求めがあるときは保険証券の写しを直ちに乙に提出します。
5. 自動車保険のうち車両保険については、賠償被保険者を乙とするものとします。
6. 自動車保険により補填されない損害(保険適用外、保険金額超過、保険免責等)については、甲の負担とし、乙は一切責任を負いません。

第16条(返還損害金)

甲がこの契約による乙に対する金銭の支払いを怠ったとき、または乙が甲のために費用の立替払をしたときは、甲はその支払期日の翌日から支払済に至るまで年14.6%の割合による遅延損害金を乙に支払います。
第17条(重要事項の通知等)
甲は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、乙に対し直ちにその旨を書面により通知しなければなりません。
①自動車の品質等の不適合が発見されたとき。
②自動車に滅失(盗難・詐欺・修理不能・修理費用が自動車の再取得費用を上回る場合を含む)、毀損、損傷等の事由が発生したとき。
③自動車の使用、保管に起因して人的損害または物的損害が発生したとき。
④自動車の使用の本拠の位置もしくは保管場所を変更するとき。
⑤甲および連帯保証人(以下「甲」と総称する)は、氏名、住所、勤務先、その他の重要な事項に変更があったときは、乙に対し直ちにその旨を書面により通知しなければなりません。
3. 乙が要求があるときは、甲は、定期的にまたはその都度、自己の収入の状況を説明し、源泉徴収票、その他、乙の指定する関係書類を乙に提出します。

第18条(自動車の登録等)

甲は、乙が運輸支局、自動車検査登録情報協会もしくは全国自動車協会連合会等から自動車の検査登録情報の提供を受け、自動車の管理を目的として利用・活用することをし、異議なくこれを認めます。
2. 乙において、番号変更、住所変更、または合弁・会社分割・事業譲渡等に基づく自動車の所有権移転等が生じ、法に基づく変更登録・移転登録・検査証記入申請を行う必要が生じた場合には、乙がこの変更登録・移転登録・検査証記入申請を行うことと甲はあらかじめ承諾すると共に、甲を代理して自動車検査証等の記載事項の変更手続を行うことをあらかじめ承諾します。また、これらの手続に際して甲に必要とする事項がある場合には、これに協力するものとします。

第19条(契約解除)

甲について次の各号の一つにでも該当する事由が生じたときは、乙は、催告を要せず通知のみで、この契約を解除することができます。
①リース料等の支払いを怠るなど、この契約の契約条項の一つにでも違反したとき。
②この契約に基づく取引以外の乙との取引、または乙のグループ会社との取引の一つにでも期限の利益喪失事由または契約解除事由に該当したとき。
③死亡し、または刑罰執行を受けたとき。
④強制執行、保全処分、滞納処分を受け、または破産、民事再生手続その他これらに類する手続開始の申立てが行われ、あるいは負債整理のため特定回数の申立てもしくは私的整理に入ったとき。
⑤支払を停止し、または形勢、小切手の不渡通知もしくは電子記録債権の支払不能通知があったとき。
⑥連帯保証人その他この契約に基づく甲が乙に対して負担する債務を甲と連帯して負担する者(債務引受人、連帯債務者等を意味する)が、前5号の一つにでも該当した場合または貸入れ担保の価値が下落したと客観的に判断される場合で、甲が乙の承認する人的または物的な保証または担保の追加提供に応じないとき。
⑦甲につき、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく取引時監視がなかったとき。
⑧その他前各号に準じる事由が発生したとき。
2. 前項の規定によりこの契約が解除されたときは、甲は、直ちに第21条の規定損害金を乙に支払います。
3. 前項の規定にかかわらず、乙がリース期間の開始前にこの契約を解除したときは、甲は、解除までに乙が支払ったリース料に含まれる費用、リース自動車の処分損および解除に要した費用等、乙が受けた損害を賠償するものとします。

第20条 (自動車の返却)

乙は、甲が第19条第1項の各号の一つにでも該当した場合は、自動車の返却ができません。乙がこの返却の請求をしたときは、甲は、直ちに自動車を一時的に引渡すものとします。なおこの場合でも、甲は、リース料等の支払いを免れません。

第21条 (規定損害金)

規定損害金は、リース料に前記返却時、記載がない場合は、乙所定のリース期間満了時の自動車の残存価値(以下「残存価値」といふ)の合計額を基本額とし、基本額のうち次の項目を減額した金額とします。

①甲の支払済みリース料

乙に返還された自動車を、乙が相当の基準に従って評価した金額または、乙が現実に処分できた金額(その評価または処分が費用を要したときはそれらの費用を控除した金額)

第22条 (自動車の返還)

リース期間が満了した場合、またはこの契約が解除された場合は、甲は乙の指示に従って自動車を返還します。なお、甲は、自動車の返還、引取に要する一切の費用を負担するものとします。

2. 甲は、自動車の通常の使用、経年変化による損傷および書面をもって甲に乙が認められたものを除き、直ちに甲の責任と負担で自動車を除却し回復したうえで(塗装、塗装、雨拭き等を含む)、乙の指定する場所にて返還します。また、カーナビゲーションシステムその他の情報機器に記録されている情報があつたときは、甲は、甲の責任と負担で当該情報を消去して返還するものと、返還後の当該情報の管理、前記1等について、乙は、一切責任を負いません。

3. 返還された自動車が通常の使用、経年変化による損傷以上の損傷があつたとき、または改造・使用状況による価値の減少があつたときは、甲は、乙に対し、その損害を賠償します。

4. 甲が自動車の返還を怠つた場合は、乙または乙の指定するものによる所在場所からの自動車の引き上げについて、甲はこれを妨害したり拒んだりせず、何等の異議も述べません。

5. 甲は、自動車を返還するにあたり、車内に乙の承諾なく装着された機器等及び残置物がなくことを確認して返還するものとします。当該機器等がある場合、または車内に残置物がある場合、乙は当該機器等および残置物を含めて自動車を引取り、これを任意に処分することができるものとします。この場合、甲は乙に対し、当該機器等および残置物の返還または損害賠償等の請求をしないものとします。

6. 甲が自動車の返還を遅滞した場合、甲は、乙に対し返還期日の翌日から返還完了時まで月割リース料(平準法)の割合に、リース料総額をリース期間で除した金額の7%相当額を1日当りの損害金として支払います。

第23条 (残存価値の計算)

表附(5)の残存価値の計算有りに○が付された場合、甲は残存価値を確保するものとします。

2. 前項の場合、リース期間満了後、甲、乙間で残存価値の計算を行うものとし、自動車の売却処分額または、売却、処分にかかる一切の費用を控除後の金額が残存価値を上回つた場合は、乙はその差額を甲に支払い、下回つた場合は、甲はその差額を乙に支払います。なお、計算時には、税法所定の残存率に基づく減価償却額、地方消費税額を付加します。

3. 甲、乙は前項の計算を自動車の売却処分額が、乙に支払われた日より10日以内に行います。

第24条 (担保禁止)

甲はこの契約に基づくすべての金銭の支払義務は、乙またはその承継人に対する債権をもって担保することはできません。

第25条 (乙の権利の移転)

乙は、甲の承諾を要しなく、この契約上の全部または一部の権利を第三者に譲渡または質入することができます。

2. 乙は、自動車中の所有権をこの契約に基づく乙の地位とともに、第三者に担保に入れ、または譲渡することができます。甲はこれについてあらかじめ承諾します。

3. 前項に基づき乙が自動車中の所有権を第三者に移転するとき、甲は、自動車の移転登記に協力します。

第26条 (再リース)

甲は、リース期間満了日(以下「終了日」といふ)の前までに乙に書面でも入れ、乙が承諾したとき、自動車について新たなリース契約(以下「再リース契約」といふ)を締結することができるものとします。再リース契約を締結するとき、リース期間、リース料、支払方法、その他の契約条件については、甲乙協議のうえ、これを書面にて定めるものとします。

2. 乙は、終了日の到来までに再リース契約について乙の希望する契約条件を甲に提示することができます。この乙の契約条件提示に対し、甲が承諾の意思を示さないときは、終了日に自動車乙に返還しなかったときは、乙が提示した契約条件で再リース契約を締結することに甲が同意したものとみなし、別段の手続きを要することなく再リース契約が成立するものとします。

第27条 (連帯保証)

連帯保証人は、甲と連帯して、この契約に基づき甲の乙に対する一切の債務(以下「主たる債務」といふ)の完全な履行を保証し、保証債務を履行します。

2. 乙が連帯保証人のいずれか一人に対して履行の請求をしたときは、甲および他の連帯保証人に対しても、この履行の請求の効力が発生するものとします。

3. 連帯保証人は、乙がその都合によって担保もしくは他の保証を変更、解除しても免責を主張しません。

4. 連帯保証人は、主たる債務のすべてが完了されるまで、乙の権利に代位しません。

5. 連帯保証人が法人でないときは、以下の規定が適用されるものとします。ただし、主たる債務すべてが事業のために負担する債務でない場合、第2条および第3条は適用されません。

①連帯保証人の本業に基づく保証債務の担保額は、表附(5)の残存価値の計算有りの場合は表附(6)のリース料等返済に表附(5)記載の残存価値を加えた額に、2を乗じた金額(1円未満四捨五入)とします。なお、法人である連帯保証人については、本条に基づき保証債務に担保額は定めません。

②甲は以下の情報をすべて、連帯保証人に提供済みであること、および提供した情報が真実、正確であり、かつ、不説がないことを、乙に対して表明および保証します。

ア 甲が本条で担保の状況に主たる債務以外に負担している債務の有無ならびにその前払および履行状況

イ 主たる債務の担保として他に提供し、または提供しようとするものがあるときは、その旨およびその内容

③連帯保証人が乙に対して他に担保額の定めのある保証をしている場合には、その担保額にこの担保債務の担保額を加えるものとします。

④連帯保証人は、甲から第2条の債権に関する担保を受けたことを、乙に対して表明および保証します。

6. 甲は、乙がこの契約に基づく取引にみる連帯保証人に対して、甲の乙に対する債務の履行状況を指示することをあらかじめ承諾します。

第28条 (反社会的勢力等の排除)

甲、乙および連帯保証人は、現在および将来にわたり、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、保証します。

①暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、後援会等、社会運動等を行う者または特定知識暴力集団その他これらに準ずる者(以下これを「暴力団員等」といふ)

②暴力団員等に運営を支配され、または経営に実質的に関与していると認められる間接その他社会的に非等せられるべき関係にある者

③自己もしくは第三者の不正利益目的または第三者への加害目的等、不当に暴力団員等を利用してしていると認められる関係にある者

④暴力団員等への資金等提供、便宜供与などの関与をしていると認められる関係にある者

⑤前項による収益の移転防止に関する法律において定義される「犯罪による収益」にみかかると認(以下「犯罪」といふ)に該当する罪を犯した者

2. 甲、乙および連帯保証人は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを保証します。

①暴力的または法的な責任を負った不当な要求行為

②脅迫的な活動、暴力を用いる行為とし、または相手を強迫、恫嚇もしくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為

③犯罪に該当する罪に該当する行為

④その他前各号に準ずる行為

3. 甲が前2項に違反したときは、第19条第1項各号に該当するものとし、これにより甲に損害が生じた場合にも、乙はなんらの責任を負いません。

第29条 (通知の効力)

乙は、甲らに対する通知をする必要が生じたときは、第19条に基づく書面による変更の通知のみであり、この契約上の住所、氏名等の記載に従って通知すれば足りるものとします。第19条に基づく書面による変更の通知を怠つたため、乙からなされた通知が送達し、または到着しなかった場合は、その通知が通常到着すべき時に、到達したものとみなします。

2. 甲らが不在のため、乙からなされた通知が、郵便局に留置された場合は、その留置期間満了時に、甲らにその通知が到達したものとみなします。また、甲らに送達した郵便物について甲らが受領を拒絶したときは、当該届出の日に到達したものとみなします。

第30条 (特約事項)

表附(1)の特約事項を定めたときは、その事項は、この契約と一体となり、これを補完または修正することと、甲、乙および連帯保証人は、異議なく承諾します。

2. この契約と異なる場合は、甲、乙の書面による合意により取り消しを発生させません。

第31条 (公正証書の作成)

甲らは、乙の要求があつたときは、いつでも公正証人を通じて、この契約と同世帯の強制執行認諾事項公正証書を作成するものとします。この公正証書には費用は甲の負担とし、その金額は別途通知します。

第32条 (準拠法・裁判管轄)

この契約の準拠法は、日本法とします。また、この契約に関する一切の紛争については、紛争のいかんにかかわらず乙もしくはその地位承継人の本支店営業所所在地の地方裁判所、または乙もしくはその地位承継人の本支店営業所所在地の簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

契約番号: 1000-1000-0480-8893

契約締結日: 2020年07月27日

(1)自動車 RAV4 2500 HYBRID G 51'7 FCVT 4WD 5人

(2)リース期間 36ヵ月

(3)リース種類 基本リース

(4)リース料	前回のリース料	前払金、地方消費税(平10%)	合計	支払回数
最初のリース料	0円	0円	0円	
定額リース料	70,700円	7,070円	77,770円	① 36回
第①回リース料引当額	0円	0円	0円	②
総額	2,545,200円	254,520円	2,799,720円	

以下の者はこの自動車リース契約条項が上記自動車契約に適用されるものであることを保証致しました。

借受人印  年 月 日 連帯保証人: 

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和5年 4月分)

(兵庫県議会ひょうご県民連合議員団)

(議員名 石井健一郎)

整理番号	使 途 項 目	
9		<p>調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費</p> <p>共通案分率 50%</p> <p>それ以外の案分 %</p> <p>案分の説明</p> <p>日割(29日)で 充当する</p> <p>$80,000 \times \frac{29}{30}$ = 77,333 円</p>
※別紙添付		

(添付様式9)

政務活動補助業務 勤務実績表・領収書								
4 月分		氏名		[Redacted Name]				
日	曜日	定時勤務				備考(時間外勤務等)		
		開始時刻	終了時刻	休憩等控除時間	勤務時間数	開始時間	終了時刻	勤務時間
1	土							
2	日							
3	月	10:00	16:00	1	5			
4	火	10:00	16:00	1	5			
5	水	10:00	16:00	1	5			
6	木	10:00	16:00	1	5			
7	金	10:00	16:00	1	5			
8	土							
9	日							
10	月	10:00	16:00	1	5			
11	火	10:00	16:00	1	5			
12	水	10:00	16:00	1	5			
13	木	10:00	16:00	1	5			
14	金	10:00	16:00	1	5			
15	土							
16	日							
17	月	10:00	16:00	1	5			
18	火	10:00	16:00	1	5			
19	水	10:00	16:00	1	2			
20	木							
21	金							
22	土							
23	日							
24	月	10:00	16:00	1	5			
25	火	10:00	16:00	1	5			
26	水							
27	木	10:00	16:00	1	5			
28	金	10:00	16:00	1	5			
29	土							
30	日							
31								
計					(A) 80			

上記のとおり勤務したことを証明します。 議員名 石井健一郎

【総支給額の計算】

① 時給の場合 (A) [時間 分] × 単価 [円] = 円(B)

①' 月額の場合 支給額 = 80,000 円(B)

② 時間外勤務手当等 支給額 = 円(C)

③ 総支給額 (B)+(C) = 80,000 円(D)

【実支給額(総支給額-諸控除額)の計算】

(D) - [円](所得税・住民税、保険料本人負担額) = 80,000 円(E)

左記金額を確かに領収致しました。
2020年4月20日

金 80,000 円(E)

氏名 [Redacted Signature]

【政務活動費充当額の計算】

○ 給与 [80,000 円] × 案分率[50%] = 40,000 円(F)

○ 保険料等雇用主負担額 総額 [円] × 案分率[%] = 円(G)

○ 政務活動費充当額の計 (F)+(G) = 40,000 円

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和5年 〇月分)

(兵庫県議会ひょうご県民連合議員団)

(議員名 石井健一郎)

整理番号	使 途 項 目											
10	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	<table border="1"><tr><td>共通案分率</td><td>50%</td></tr><tr><td>それ以外の案分</td><td>%</td></tr><tr><td colspan="2">案分の説明</td></tr><tr><td colspan="2">案分率</td></tr><tr><td colspan="2">$(50,000 + 3,300) \times \frac{9}{100} = 4,545$</td></tr></table>	共通案分率	50%	それ以外の案分	%	案分の説明		案分率		$(50,000 + 3,300) \times \frac{9}{100} = 4,545$	
共通案分率	50%											
それ以外の案分	%											
案分の説明												
案分率												
$(50,000 + 3,300) \times \frac{9}{100} = 4,545$												

MIZUHO みずほATMコーナー | ご利用明細票

ご利用ありがとうございます。内容をご確認のうえ、必ずお持ち帰りください。 みずほ銀行

お取引日	2023--4-21	振込・振替先の口座番号	██████████
店番号	C	お取引口座番号	██████████
振込手数料	お取引金額	お取引金額	52,000
お取引内容	電信振込	お取引金額	*****
時刻	1456***0-	利用手数料	██████████
お取引店番号	██████████	お取引店番号	██████████

現金感覚で使える、みずほJCBデビット取扱中！くわしくは窓口まで

スイトゥスジ ショウテンガイ 様
イシイ ケンイチロウ 様

発信番号81421049100002J

7461 0010043097

画面に「みずほ」からのお知らせがあります。



兵庫県宅地建物取引業協会制定約款

不動産賃貸借契約書

不動産賃貸借契約書 (店舗 (事務所))

賃貸借不動産の表示

集合建物	名称	水道筋会館		
	所在(住居表示)	神戸市灘区水道筋4丁目2-6		
	構造・築年数	鉄骨鉄筋造	3階建の	2階部分 築年
戸建	専有面積	26.27号室 約26.27 m ²		
	所轄(住居表示)			
	構造・築年数	造	葺	階建 築年
	床面積	1階 m ²	2階 m ²	階 m ²

契約期間及び使用目的

契約期間	平成16年2月1日から平成18年2月1日の2年間
使用目的	事務所
引渡し日	平成16年2月1日

保証金(敷金)等

※下記消費税には、地方消費税も含まれています。

保証金(敷金)	金	円也
敷引	金	円也 (内消費税 金 円也)
礼金	金	円也 (内消費税 金 円也)
権利金	金	円也 (内消費税 金 円也)

保証金(敷金)の返還時期

※礼金・権利金は返還しない。

返還時期	本契約第13条、第1項、第2項に定める明渡し完了後1日以内
------	-------------------------------

賃料・共益費等(月額)

※下記消費税には、地方消費税も含まれています。

賃料	金 50,000円也 (内消費税 金 円也)
共益費・管理費	金 2,000円也 (内消費税 金 円也)
その他	金 円也 (内消費税 金 円也)
管理委託料	金 円也 (内消費税 金 円也)
月額合計	金 52,000円也 (内消費税 金 円也)

賃料・共益費等の支払い方法(持参払い・振込払いどちらかに○をつけ、下記に記入のこと)

持参払い(場所)	
振込払い	支店
	フリガナ 株式会社水道筋会館
	口座名義人 水道筋商店街協同組合 代表理事

特約

- 一、カンバン等架設物する場合、架設上可解を得ず。
- 二、業種変更の場合、事前には解を得ず。
- 三、権利者買は一切認めない。 <以下空白>

賃貸人(水道筋商店街協同組合)以下「貸主」と称する。賃借人(以下「借主」という)と、連帯保証人との間に、表記賃貸借物件(以下「本物件」という)について、本契約書のとおり、賃貸借契約を締結し、この契約を証するため本契約書3通を作成して貸主・借主および連帯保証人が署名(記)名押印のうえ各1通を保有する。

平成 年 月 日

(貸主) 神戸市灘区水道筋4丁目2-6 (所有権) (貸主と所有権が異なる場合委託契約書等添付のこと)

住所 水道筋商店街協同組合

氏名 代表理事

(借主) 住所

氏名 石井 健一

(管理業者) 住所

商号(名称) TEL

(媒介業者) 免許番号 兵庫県知事(15)92号

事務所所在地 神戸市灘区水道筋2丁目18番地

商号(名称) 株式会社 一 あらき

代表者氏名

取引主任者 登録番号 取引主任者 兵庫県 第0220号

氏名

(媒介業者) 免許番号 () 知事 () 大正 ()

事務所所在地

商号(名称)

代表者氏名

取引主任者 登録番号 () 第

氏名

— 契約条項 —

賃貸借の目的物および条件

第1条 貸主は、借主に本物件を現状有姿のまま表記使用目的および条件で賃貸し、借主はこれを賃借した。
2 本物件の使用・営業時間および看板等の設置については、貸主・借主協議のうえ別途定めるものとする。

保証金(敷金)

第2条 借主は、本契約締結と同時に、表記保証金(敷金)を支払うものとする。ただし、この金員には利息をつけないものとする。

賃料および共益費等

第3条 借主は、表記賃料および共益費・管理費等を毎月末日までに翌月分を表記の方法で貸主に支払うものとする。なお、支払いに必要な費用は借主の負担とする。
2 借主が、本物件内で使用する電気・ガス・水道料金等、および自治会費・清掃費等は借主の負担とする。
3 契約および解約時の賃料等の計算は次のとおりとする。
(1) 契約時の1ヶ月未満の賃料および共益費等は、引渡し日をもって日割り計算とする。
(2) 解約時の1ヶ月未満の賃料および共益費等は、日割り差し戻ししないものとする。

賃料の改定

第4条 貸主は、契約期間中であっても公租公課の増減、経済事情の変動、近隣の賃料との比較等により不相当となつたときは賃料を改定することができる。

契約期間等

第5条 本物件の賃貸借の契約期間は表記のとおりとする。期間満了の際、貸主・借主協議のうえ更新することができる。
2 契約期間中に借主が契約を解除し明渡すときは、借主は明渡し期日をその3ヶ月前に書面により、貸主に通知しなければならない。ただし、翌月3ヶ月分の賃料および共益費・管理費等を前納し、即時解約することができる。
3 契約期間中に貸主に正当な事由が生じて契約を解除するときは、貸主はその6ヶ月前に書面により、借主に通知しなければならない。この場合、貸主は借主に対して、表記保証金(敷金)を全額返還するものとする。

物件の管理および物件内への立入

第6条 借主は、善良なる管理者の注意義務をもって本物件を管理しなければならない。
2 借主は、別に定める「管理規約・使用細則」を遵守し、通常の用法に従い、本物件を使用しなければならない。
3 貸主またはその借用人もしくは管理者は、建物の保安・防犯・防火・救護その他建物の管理上緊急の必要あるときは、借主の承諾なしに本物件内に立ち入ることができる。

危険負担および免責事項

第7条 天災地変・風水害・火災等ならびに諸設備の故障により借主が蒙った損害およびその他貸主の責に帰すべきことができない事由あるものについては、貸主はその責を負わないものとする。
2 借主の故意または過失による火災・焼失等については、借主が損害賠償の責を負うものとする。
3 借主が、他の賃借人の行為によって蒙った損害に対しては、事態の如何に関わらず、貸主はその責を負わないものとする。
4 借主は、契約締結と同時に内装工事に係る設備・備品等ならびに自己所有の動産・商品等および入居中に起こりうる事故に対応する火災保険(借家人賠償責任担保特約付等)に加入するものとする。
5 本契約は次の場合には、借主が他の手続きを要しないで、当然に終了するものであり、無条件解約となる。
(1) 本物件が、天災地変・風水害・火災等によって破損・滅失し使用が不可能になったとき。
(2) 本物件の全部または一部が公共事業のため、買い上げ・収用または使用され、契約を存続することができないとき。

事前承諾事項

第8条 借主が内装工事をする場合は、内装工事計画図および工事業者等、内装工事全般について、貸主の書面による承諾を得たうえで工事するものとする。
2 借主は、あらかじめ書面により貸主に申し出て、書面による貸主の承諾を得たときに限り、貸主の承諾する方法で下記の行為をすることができる。
(1) 換気装置、簡造作および諸設備を新設・移設・増設・除去または変更。
(2) 電気装置に変更をおよぼす機器を新設・移設・増設・除去または変更。
(3) 給排水管・電気配線配管・看板等を新設・移設・増設・除去または変更。
3 前1・2項の工事は、借主の責任と費用負担により施工するものとする。なお、工事により借主が貸主または第三者に損害を与えたときは、借主は、損害賠償の義務等すべての責を負うものとする。

禁止事項

第9条 借主は、この契約上の賃借権の譲渡、権利の売買または賃借物件の転賃をしないことは勿論、名義の如何を問わず賃借物件の一部または全部を他人に使用させ、もしくはこれを担保に供してはならない。
2 借主は、契約上の保証金(敷金)返還請求権を第三者に譲渡またはこれを担保に供してはならない。

契約の解除

第10条 借主が下記の条項の一つに該当したときは、貸主は催告その他なんら手続きを要しないで直ちに本契約を解除することができる。
(1) 賃料および共益費・管理費その他この契約にもとづき発生した諸債務の支払を2ヶ月滞納したとき。
なお、保証金(敷金)をもって賃料等に充当することはできない。
(2) 借主が、貸主に通告なく物件を引き払い、退去したとき、または、正当な事由なく引き続き2ヶ月以上使用せず、賃貸借の継続をする意思がないと認められたとき。
(3) 他の賃借人・近隣住民に対し迷惑となる行為をしたとき。
(4) 賃貸物件およびそれに付随する施設等に損害をおよぼしたとき。
(5) 借主の資産・信用または事業に重大な変更を生じ、契約をしがたい事態と貸主が認めたとき。
(6) 借主またはその従業員等が、暴力団と目される組織に属し、もしくはこれに類するもの、あるいは関係したものであることが明らかになったとき。
(7) 暴力団事務所またはこれに類する場所として使用し、もしくは使用することが明らかになったとき。
(8) その他公序良俗に反する行為および本契約の各条項ならびに「管理規約・使用細則」に違反したとき。

修繕費の負担

第11条 借主が本物件内に設置した設備・照明器具・ガラス・スイッチ・コンセント等および既設付属品の修繕については、その損耗の原因の如何にかかわらず借主の負担とする。
2 本物件の壁・間仕切り・天井・床等、内装に関する修繕(壁紙および張替え等を含む)は借主の費用負担とする。
3 前1・2項の借主負担の修繕であっても、借主は、あらかじめ書面にて貸主に申し出て、書面による貸主の承諾を得たうえで修繕するものとする。

原状回復・損害賠償義務

第12条 借主は、本物件を明渡すときは、借主の所有物の取去ならびに本物件内に設置した造作・間仕切りその他の設備の撤去を、原状に回復し、貸主に明渡さなければならない。
2 借主が、明渡し日までに原状回復工事をしないときは、貸主は借主に代わって原状回復し、その費用を借主に請求するものとする。
3 借主の残置した物品・ゴミ等については、その価値の如何を問わず、所有権を放棄したもののみなし、貸主はこれ等を任意に処分できるものとする。これ等の撤去ならびに処分に要する費用は借主の負担とする。
4 借主が、本契約の各条項に違反し貸主に損害を与えたとき、または借主の故意過失により、本物件に汚損・破損もしくは滅失等の損害を与えたときは、借主は損害を賠償しなければならない。

保証金(敷金)の返還等

第13条 本契約が終了したときは、借主は貸主に対する一切の債務を弁済し、電気・ガス・水道料金等の清算をしたうえで、明渡さなければならない。
2 貸主は、前項の債務弁済および清算の確認をし、明渡しを受けたときは、表記返還時期以内に、表記取引を控除した残額を借主に返還するものとする。ただし、借主はその返還請求権を第三者に譲渡することはできない。
3 前項において、貸主は借主に延滞賃料・借主払金等または損害賠償金等があるときは、これらを差し引いて、その残額を返還するものとする。
4 借主は、物件の明渡しに際し、前2・3項の返還金の他、名目にかかわらず、貸主に対して一切金員等の請求はできない。

変更の届出

第14条 借主は、住所・電話番号・商号・名称・代表者または管理責任者等に変更があったときは、直ちにその旨を書面により貸主に届出なければならない。

連帯保証

第15条 連帯保証人は、賃料の支払い等本契約にもとづく貸主に対する借主の一切の債務について保証し、借主と連帯して履行の責を負うものとする。なお、契約更新後においても同様とする。
2 借主は、連帯保証人が、無資力・死亡等要件に欠けたときは、直ちに貸主の認める他の連帯保証人を付するものとする。

合意管轄

第16条 この契約に関する紛争については、貸主の居住地を管轄する裁判所を各当事者合意の裁判所とする。

協議事項

第17条 本契約に定めのない事項については関係法規に従い、誠意をもって協議するものとする。

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和5年 月 月分)

(兵庫県議会ひょうご県民連合議員団)

(議員名 石井健一郎)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
//	案 分 率	共通案分率 50%
		それ以外の案分 %
		案分の説明
		(22,000 + 220)
		× 29/30
		= 21,479

MIZUHO みずほATMコーナー | ご利用明細票

ご利用ありがとうございます。内容をご確認のうえ、必ずお持ち帰りください。 **みずほ銀行**

お取引日	振込・振替先の口座番号
2023--4-21	
店番号	お取引口座番号
振込手数料	お取引金額
お取引手数料	お取引金額
お取引内容	お取引後残高
電信振込	*****22,000
利用手数料	*****
1456***0-	*****

現金感覚で使える、みずほJCBデビット取扱中！くわしくは窓口まで

シライモータープール 様

イシイ ケンイチロウ 様

発信番号 81421049100002K

7462 0010048987

裏面へみずほからのお知らせがあります。

駐車場賃貸借契約書



駐車場賃貸借契約書

賃貸人 [REDACTED] (以下「甲」という) と賃借人 石井 健一郎 (以下「乙」という) は、自動車の駐車のために供する場所 (以下「駐車場所」という) の賃貸借について次の通り契約を締結する。

第1条 1) 甲は、その所有に係る下記表示の土地を駐車場所として乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。
所在地: 神戸市灘区水道筋5丁目2-23
名称: 白井モータープール
区画: 第3号

2) 甲は、前項の駐車場所を必要に応じて他の場所 (区画) に変更することができるものとし、乙はこれを承諾した。

第2条 1) 甲は、前条の駐車場所に、乙の所有に係る次の車両に駐車を認め、又乙は本契約書の各条項を承諾のうえ使用するものとする。

車名: トヨタ

登録番号: 神戸 339 り 511

2) 乙は、前条の駐車場所を、乙の使用する第2条記載の自動車の駐車以外の目的に使用してはならない。

3) 乙は、前項の自動車を他の自動車に変更しようとするときは、あらかじめ書面による甲の承諾を得なければならない。

第3条 契約期間は平成28年7月1日より平成29年6月30日までの1年間とする。但し、契約期間満了の際、甲乙間に異議ないときは、甲乙双方協議の上、これを更新することが出来る。

第4条 1) 賃料は、月額金22,000円也と定め、乙は毎月末日までにその翌月分を甲の指定する方法にて支払うものとする。

2) 前項の賃料が、将来租税公課の増額、又経済事情に伴う地価や諸物価等の高騰、或いは乙の利益の為に設備したる場合、その他の事由あるときは、契約期間中といえども甲において改定できるものとし、乙はこれを承諾した。

3) 契約時の1ヶ月未満の日数に対する賃料は日割計算とする。

4) 解約時の1ヶ月未満の日数に対する賃料は月割計算とする。

賃料の振込口座

[REDACTED]
名義人 白井モータープール

(シライモータープール [REDACTED])

第5条 1) 保証金 (敷金) は金44,000円也とし、乙は契約成立と同時に無利息で甲に交付する事を約した。

2) 本契約解除に際しては、甲は礼金 (協力金) として、保証金 (敷金) の内

より金0円也を差し引いて乙に返還するものとする。但し、乙はその返還請求権を第3者に譲渡しないものとする。

3) 本契約解除に際し、乙に延滞賃料、その他損害金の債務が残存しているときは、甲は当該保証金をもって弁済に充当することができる。

4) 契約存続期間中における前項の乙の債務は保証金(敷金)をもって充当することはできない。

第6条 乙は賃借権を譲渡したり、転貸また他人に使用させてはならない。

第7条 乙は甲が駐車場内の保全・防犯・防災・秩序維持・その他駐車場の適切な管理運営を確保するため定めた規則を遵守し、及び甲が必要と認めて指示した事項に従わなければならない。

第8条 乙、又はその代理人、使用人、運転手、同乗者、その他乙の関係者等が駐車場内の歩行者、作業員、又は当駐車場の施設及び付帯設備並びに当駐車場内の建物、他の車両に損害、あるいは、損傷を与えた場合は、乙は一切の損害を賠償すること。

第9条 甲の責に帰すことが出来ない事由による車両の事故、損傷、及び火災、盗難、水害、人身事故等その他の一切の事故に関して、乙が被った損害について甲はその責任を負わない。

第10条 期間契約満了前に解約しようとするときは、乙は1ヶ月前まで、甲は3ヶ月前までにそれぞれ相手方に予告しなければならない。

但し、乙は当該予告に代えて予告日数分に相当する額の賃料を甲に支払うことにより即時解約することができる。

第11条 乙は駐車場所に対し造作加工その他変動等を加えないこと。違背したときは、甲の指示に従い乙は全額自費で直ちに旧状に復するか甲の計算した損害額相当の賠償をすることとし、従い乙はこれを承諾した。

第12条 ガレージの補修その他については、甲が修繕の必要を認めたものに限り行われる。従って乙からの修理申出に対して甲は何等の拘束を受けない。

第13条 1) 乙が第4条に定められた期日内の支払い義務を怠ったとき、第2条の条項及び第6条の条項に違背した時、その他乙において契約上の義務に違背のことがあるとき、又、乙が甲に対して不信用の行為があった時、甲は何らの通知催告その他の手続きすることなく、即時に本契約を解除する事が出来る。

2) 尚、解約後においては駐車場所の車両を遅滞なく引き取らねばならない。車両を引き取らないときは、甲の適宜な方法によりこれを撤去する事が出来るものとし、撤去の費用は全額乙の負担とする。これに対して乙は無条件で承認し意義の申し出をしないものとする。

3) 乙が車両を引き取らないために甲において駐車場所の利用に関し損害をうけたときは、乙は理由の如何を問わずその全損害を賠償することとする。

第14条 乙が駐車場所の明け渡しに際し、いかなる名目をもってするを問わず、甲に対し異議を述べたり、或いは金銭等の請求を一切しないものとし、乙はこれを承諾した。

- 第15条 甲において、駐車場が必要になった場合（建設・その他の事由による）は、第3条に定める契約期間中でも速やかに無条件にて明け渡しを行うこととし、乙はこれを承諾した。
- 第16条 乙はこの契約が終了したときにおいて、甲が警察署に提出する「保管自動車移動届書」に定める乙が記載しなければならない事項について記載し、かつ署名捺印しなければならない。
- 第17条 乙は甲が定めた駐車場規定事項については、関係法規に従うもののほか、本契約の規定にない事項については甲乙双方誠意を以て解決するものとする。

特約条項

- ① 第15条については、甲は乙に対し、1ヶ月以前の予告を以て解除する事が出来る。なお解除の効果は通知の30日の満了を以て発効する。
- ② 「自動車保管場所使用承諾証明書」が必要な場合は、手数料として1ヶ月分の賃料を乙は甲に支払うものとする。尚、「自動車保管場所使用承諾証明書」を発行後、乙が半年以内に解約の場合は、保証金(敷金)の返還はしない。
- ③ 半年以内に解約の場合は保証金(敷金)の返還はしない。
- ④ 如何なる理由を問わず、毎月末日迄に翌月分の賃料を支払う事。
もし入金なき場合は翌月の末日に自動的に契約を解除する。
- ⑤ 暴力団関係者、又同等の者と認められる場合は即契約を解除する。
- ⑥ トラックの駐車は認められない。

以上

本契約の成立を証するため、本契約書を2通作成し、甲乙署名捺印の上各1通所持する。

以上

平成28年6月27日

〔甲〕貸貸人

住所

[Redacted]

氏名

[Redacted]



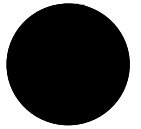
〔乙〕賃借人

住所

[Redacted]

氏名

石井 健一郎



TEL

[Redacted]

〔仲介業者〕

住所

神戸市灘区水道筋3丁目12

免許番号

兵庫県知事(2)第11-0-7-9号

名称

株式会社 福宝ハウジング

代表者

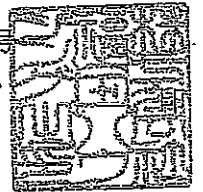
代表取締役 福山 克彦

取引主任士

[Redacted]

登録番号

(兵庫) 第13557号



(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和5年 7 月分)

(兵庫県議会ひょうご県民連合議員団)

(議員名 石井健一郎)

整理番号	使 途 項 目							
12		調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費						
		<table border="1"><tr><td data-bbox="991 499 1043 1064" rowspan="3">案分率</td><td data-bbox="1043 499 1246 539">共通案分率</td><td data-bbox="1246 499 1316 539">50%</td></tr><tr><td data-bbox="1043 539 1246 582">それ以外の案分</td><td data-bbox="1246 539 1316 582">%</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1043 582 1246 1064">案分の説明</td></tr></table>	案分率	共通案分率	50%	それ以外の案分	%	案分の説明
案分率	共通案分率	50%						
	それ以外の案分	%						
	案分の説明							
※別紙添付								

コスモ・ザ・カードご利用代金請求書

2023年 4月 7日作成 1枚中 1

毎々格別のご愛顧を賜わり、誠に有難うございます。
 今回分のご利用明細書およびご請求内容は、下記の通りでございます。
 なお、ご請求金額合計はご指定の下記口座から引落しさせていただきますので
 ご案内申し上げます。

コスモ石油マーケティング株式会社

SMBCファイナンスサービス株式会社
 [本店所在地] 愛知県名古屋市中区丸の内三丁目23番20号
 (お問い合わせ先) コスモ石油カードセンター

0120-987622 / 携帯電話から 03-4330-1660
 受付時間 月～土曜日・祝日 9:15～17:30 / 日曜日 10:00～17:00

【カードショッピングご利用について】
 翌月1回払いを除き、商品瑕疵、役務の未提供などを理由に支払を止めること
 できる場合があります。

カード発行店	コスモ石油販売(株) 京阪神カンパニー
SS名	二宮

石井 健一郎 様

B18011311002 12157 12139 00
 CHX56241 0013309 00002 1 890003 8888501 0012139



ご請求金額合計	お支払い日	お問い合わせ番号
[Redacted]	2023年 4月 27日	0016 3709 3410

※お客様預金口座へのご入金は前日営業日(金融機関)の 4月 26日(水)までをお願い申し上げます。

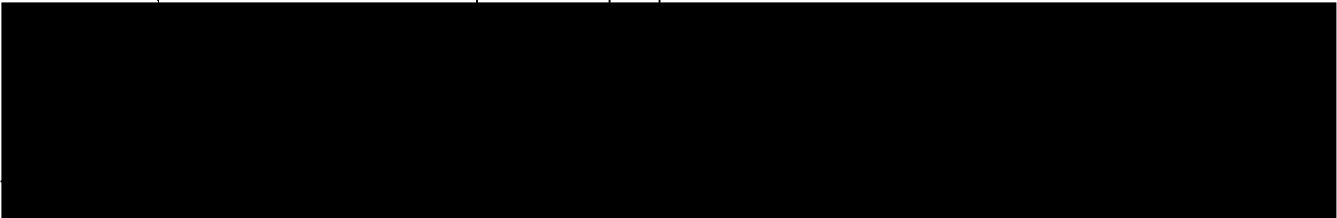
お支払口座	金融機関名	支店名	種別・口座番号
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]

ショッピングご利用限度額	30 万円	ご利用残高合計	ショッピング	キャッシング
キャッシングご利用限度額	*** 万円 通常利率(年)	(3月31日現在)	[Redacted]	[Redacted]
■お客様の総ご利用限度額は下記の通りです。(本カード以外に当社カードをお持ちの場合、 他カードの利用と合わせた限度額となります。) お客様総ご利用限度額 420 万円		内残高額の	1回払い	[Redacted]
内、翌月1回払い以外の総ショッピング限度額	0 万円	リボルビング払い	[Redacted]	[Redacted]
内、お客様総キャッシング限度額	*** 万円	ボーナス一括払い	[Redacted]	[Redacted]
カードキャッシングは、カードショッピングご利用額により、利用可能額が減額となることがあります。 カードキャッシングは、お客様総キャッシング限度額の範囲内となります。		リボルビング払い (ショッピング)	月々のお支払コース	ボーナス時ご指定額
			実質年率	12.0

カードショッピング

● 1回払い

2023. 2. 28	COMリテール部リース	-204	本人	リース車キャンペーン値引き	数量	-68.03
2023. 2. 28	COMリテール部リース	-204	本人	リース車値引きS	数量	-68.03



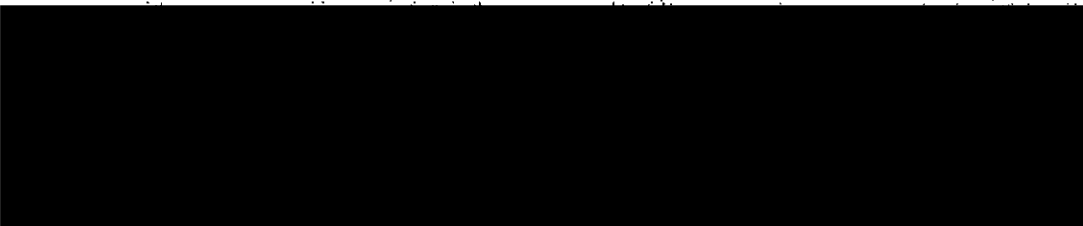
2023. 3. 7	二宮	3,864	本人	レギュラー	数量	24.00
2023. 3. 20	二宮	2,415	本人	レギュラー	数量	15.00
2023. 3. 27	二宮	5,233	本人	レギュラー	数量	32.50

今回ご請求金額

11,104

(ご請求金額合計)

ご利用者欄の表示は 本人:石井 健一郎 様 となっております。



裏面にコスモ石油からの大切なお知らせがございます。

コスモ・ザ・カードご利用代金請求書

2023年 4月 7日作成 1枚中 1枚目

毎々格別のご愛顧を賜わり、誠に有難うございます。
 今回分のご利用明細書およびご請求内容は、下記の通りでございます。
 なお、ご請求金額合計はご指定の下記口座から引落しさせていただきますので
 ご案内申し上げます。

コスモ石油マーケティング株式会社

SMBCファイナンスサービス株式会社
 【本店所在地】愛知県名古屋市中区丸の内三丁目23番20号
 (お問い合わせ先) コスモ石油カードセンター

0120-987622 / 携帯電話から 03-4330-1660

受付時間 月~土曜日・祝日 9:15~17:30 / 日曜日 10:00~17:30

【カードショッピングご利用について】
 翌月1回払いを除き、商品瑕疵、役務の未提供などを理由に支払を止めることが
 できる場合があります。

カード発行店	コスモ石油販売(株) 京阪神カンパニー
S S 名	ニ宮

石井 健一郎 様



B18011311002 12157 12139 00

CHX56241 0013309 00002 1 890003 8888501 0012139



ご請求金額合計	お支払い日	お問い合わせ番号
	2023年 4月 27日	0016 3709 3410

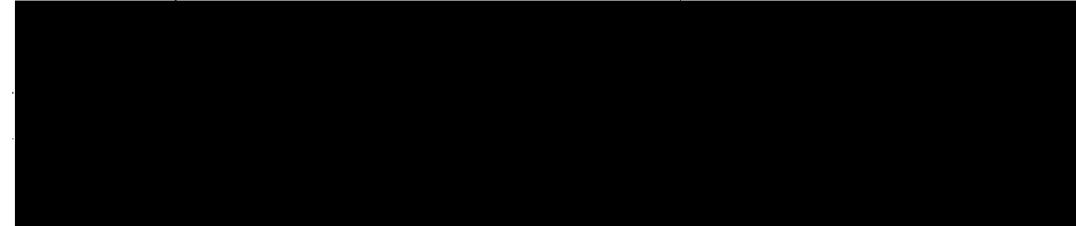
※お客様預金口座へのご入金は前日営業日(金融機関)の 4月 26日(水)までにお願ひ申し上げます。

お支払口座	金融機関名	支店名	種別・口座番号

ショッピングご利用限度額	30 万円	ご利用残高合計	ショッピング	キャッシング
キャッシングご利用限度額	*** 万円 通常利率(年)	(3月31日現在)		0円
■お客様の総ご利用限度額は下記の通りです。(本カード以外に当社カードをお持ちの場合、他カードの利用と合わせた限度額となります。)		内残高	1回払い	0円
お客様総ご利用限度額		訳の	リボルビング払い	0円
おお客様総ご利用限度額			ボーナス一括払い	-----円
内、翌月1回払い以外の総ショッピング限度額		0 万円	リボルビング払い	月々のお支払コース
内、お客様総キャッシング限度額		*** 万円	(ショッピング)	ボーナス時ご指定額
カードキャッシングは、カードショッピングご利用額により、利用可能額が減額となることがあります。				0
カードキャッシングは、お客様総キャッシング限度額の範囲内となります。				実質年率 12.000%

ご利用日	ご利用先	ご利用金額(円)	ご利用者	備考	今回のご請求金額(円)
カードショッピング					
▶1回払い					
2023. 2. 28	COMリテール部リース	-204	本人	リース車キャンペーン値引き	数量 -68.03
2023. 2. 28	COMリテール部リース	-204	本人	リース車値引きS	数量 -68.03
[Redacted]					
2023. 3. 7	ニ宮	3,864	本人	レギュラー	数量 24.00
2023. 3. 20	ニ宮	2,415	本人	レギュラー	数量 15.00
2023. 3. 27	ニ宮	5,233	本人	レギュラー	数量 32.50
					今回ご請求金額
					(ご請求金額合計)

ご利用者欄の表示は 本人:石井 健一郎 様 となっております。



裏面にコスモ石油からの大切なお知らせがございます。

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和5年7月分)

(兵庫県議会ひょうご県民連合議員団)

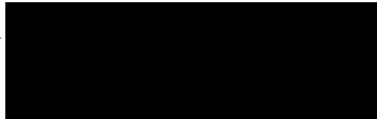
(議員名 石井健一郎)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ <u>事務費</u> ・人件費	
13	案 分 率	共通案分率 50%
		それ以外の案分 % 案分の説明
電話料金等払込受領証 西日本ご利用分		
ご請求先氏名 石井 健一郎 様		
お客様番号 4605-0645-15603		
2023年 4月ご請求分		
金額(円) ¥3,733-		
受取人 NTTファイナンス株式会社		
お問合せ先 (無料) 0800-3335550		
領 収 日 附 印 23.4.28		
取入印紙貼付欄 (金融機関・CVS用)→お客様		

請求書 (西日本ご利用分)



NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70



石井 健一郎 様

郵便区内特別



22826

Webでのお問い合わせ先



発行年月日 2023年 4月20日発行
発行会社 差出:NTTファイナンス(株)
東京都港区港南1-2-70
お問合せ先 0800-3335550 (無料)
【還付先】
〒536 大阪市城東区森之宮1-6
-0025 -111 NLC森の宮ビル6F
社用コード M3002111001 22826 22576 00 J
63 000000 1 2 23040401J



023042101055307718

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。(1 / 2 ページ)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
4605-0645-15603	2023年 4月ご請求分	3,733円	2023年 5月 8日(月)

お 知 ら せ

【NTTファイナンスからのお知らせ】

*** NTTグループ各社ご請求金額 ***

NTT西日本分ご請求額 3,727円

NTTファイナンス分ご請求額 6円

(合計) 3,733円 詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

*** NTTファイナンスからのお知らせ ***

奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は、翌月分の偶数月に2ヶ月まとめてご請求しております。

※複数回線まとめてのご請求や、料金回収代行サービスをご利用の場合等は、毎月ご請求しております。

*** NTT西日本からのお知らせ ***

フレッツ光の割引サービス(光もともとと割、Web光もともとと割、どーんと割、どーんと学割、光はじめ割)は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。

割引適用期間中(自動延伸後を含む)に本割引サービスを解約された場合、解約金が発生する場合があります。

なお、割引適用期間の満了月とその翌月に解約した場合には解約金は発生いたしません。

詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト [http://flets-w.com/wari/] でご確認ください。

* NTT西日本請求額のうち、料金回収代行分はNTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

↓下の部分を切り取り、当社指定のコンビニエンスストア、金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、ドコモショップへ払い込みをお願いいたします。
Cut off the slip below and use it when paying the charges at one of our designated convenience stores, a financial institution, a post office, a docomo shop.



お客様電話番号等 BILLING NUMBER		請求年月 MONTH OF ISSUE	2023年 4月ご請求分
----------------------------	--	------------------------	--------------

ご請求内訳 (お客様番号 4605-0645-15603)

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆078-871-0860			
◇NTT西日本ご利用分	3,683	回線使用料 (基本料) (住宅用) 3月 6日~ 4月 5日	合 算
	300	i・ナンバー (2番号) 使用料 3月 6日~ 4月 5日	合 算
	17	INS通話料 3月 6日~ 4月 5日	合 算
	(0)	(内訳) イチリッツ1適用分	
	< 0 >	(内訳) イチリッツ1適用通話料	
	(17)	(内訳) 通常通話料適用分	
	2	ユニバーサルサービス料他 [日割]	合 算
	334	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計×10%
◇NTTコミュニケーションズご利用分	44	INS通話料	2月 6日~ 4月 5日、0570
	40	消費税等相当額 (合計)	等をご利用の場合は、その料金を含む
	4		合算表示の料金合計×10%
◇NTT西日本分 (小計)	3,727	(小計)	
◇NTTファイナンスご利用分	6	延滞利息	2月請求分の延滞利息です。
◇合計	3,733	合計	非対象等

ユニバーサルサービス料他には、2023年4月利用料分から2024年1月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として1番号あたり1.1円 (税込) が含まれています。電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認下さい。
https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/qa/

ユニバーサルサービス料について
 ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用 (番号単価) が公表されています。

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和5年 7 月分)

(兵庫県議会ひょうご県民連合議員団)

(議員名 石井健一郎)

整理 番号	使 途 項 目	
17	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	共通案分率 100-50% それ以外の案分 % 案分の説明 案分率
※別紙添付		

ご利用代金明細書 (お客様の個人情報保護の為、口座番号及び会員番号の一部を表示していません)

金融機関	支店
科目	口座 No.
お問合せ番号	

写真は複製のご要願を伺い、誠にありがとうございます。返日ご利用いただきました「カードご利用明細」と「お支払日」を下記の通りご案内申し上げます。
 「お支払日」は「ご利用明細」と「口座残高」のご確認をお願い申し上げます。
 弊、お支払口座へのご入金はお早めにお勧めいたします。
 5年 4月 25日発行

お支払日 5年 5月 10日 お支払金額

ご利用年月日	ご利用店名	ご利用金額	支払区分	今回回数	お支払金額	（お支払い総額）		（内手数料）		備考
						現地通貨額	建替額	残高レト(円/現地通貨)	換算日	
	(ロードサービス VISA カード)	石井	健	一郎	様					
5. 3 1	神戸新聞 EC ショップ	3850	1	1	3850					◎
お支払金額合計										

備考の◎印はポイントの対象利用となります。

お支払金額合計

（ご利用明細のご説明） <ご利用日> 前日ご案内以降にご利用データもしくは伝票が到達したものととなります。<支払い区分> 1=1回払い、2=2回払いの支払回数、3=分割払いの支払回数、リボ=リボ払い、ポ=ボーナス一括払い 等 <今回回数> 今回が何回目の支払いかを表示しております。 海外利用の換算レートのご説明) 海外利用のご利用代金は、各国のVISAセンター/マスターカードセンターから米国の決済センターにデータが到達した時点で、Visa/マスターカードが指定するレートに、当方が海外利用にかかる事務処理経費として所定の費用を加えたレートで日本円に換算されます。(海外キャッシングサービスは左記の通りを含みません)。ご利用になった日のレートではありませんので、ご了承ください。

裏面もご確認ください。

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和5年 7 月分)

(兵庫県議会ひょうご県民連合議員団)

(議員名 石井健一郎)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
15		共通案分率 100 50%
		それ以外の案分 %
		案分の説明
		案分率
		※別紙添付

ご利用代金明細書 (お客様の個人情報保護の為、口座番号及び会員番号の一部を表示しておりません)

当票は格別のご説明を仰り、誠にありがとうございます。このご利用明細書は「カードご利用明細」と「お支払日」を下記のとおりご案内申し上げます。
 「お支払日」、「ご利用明細」と「口座振替」のご確認をお願い申し上げます。 5年 4月 25日発行
 尚、お支払口座への入金はお早めにお願いたします。

金融機関	支店
科・目	口座 No.
お問合せ番号	

お支払日 5年 5月10日 お支払金額

ご利用年月日	ご利用店名	ご利用金額	支払 区分	今回 回数	お支払金額	(お支払い総額)		(内手数料)	
						現地通貨額	現地通貨額	現行レート/現地通貨額	換算日
	(ロードサービス VISAカード)	石井 健一郎 様							
5 3 1	朝日新聞デジタル (朝日 ID決済)	3800	1	1	3800				

備考の◎印はポイントの対象利用となります。 お支払金額合計

【ご利用明細のご説明】 <ご利用日> 前日ご案内以降にご利用データもしくは伝票が到達したものととなります。 <支払い区分> 1=1回払い、2=2回払いの支払回数、3=分割払いの支払回数、リボ=リボ払い、ボ=ボーナス一括払い 等 <今回回数> 今回が何
 回目のお支払いかを表示しております。
 【海外利用分の換算レートのご説明】 海外利用ご利用代金は、各国のVISAセンター/マスターカードセンターから米国の決済センターにデータが到着した時点で、VISA/マスターカードが指定するレートに、当方が海外利用にかかる事務処理費として所定の料
 用を加えたレートで日本円に換算されます。【海外キャッシングサービスは左記の通りを含みません】ご利用になった日のレートではありませんので、ご了承ください。

裏面もご覧ください。

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和5年 7 月分)

(兵庫県議会ひょうご県民連合議員団)

(議員名 石井健一郎)

整理番号	使 途 項 目	
16		調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費
共通案分率 50% それ以外の案分 % 案分の説明		
※別紙添付		

ご利用代金明細書 (お客様の個人情報保護のため、口座番号及び会員番号の一部を表示していません)

本票は特別のご取扱を目的に発行されており、返日に利用いただきました「カードご利用明細」と「お支払日」を下記の通りご案内申し上げます。
 「お支払日」、「ご利用明細」と「口座振替」のご確認をお願い申し上げます。
 尚、お支払口座へのご入金はお早めにお願いたします。

5年 4月 25日発行

金融機関	[REDACTED]	支店	[REDACTED]
科・目	[REDACTED]	口座No.	[REDACTED]
お問合せ番号	[REDACTED]		

お支払日 5年 5月10日 お支払金額 [REDACTED]

ご利用年月日	ご利用店名	ご利用金額	支払 区分	今回 回数	お支払金額	(お支払い総額)		(内手数料)		備考
						現地通貨額	通貨別	戻レート(現地通貨)	換算日	
[REDACTED]	(ロードサービスVISAカード)	石井	健	一郎	様					
5/31	UQ ご利用料金	4270	1	1	4270					
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]

備考の◎印はポイントの対象利用となります。

【ご利用明細のご説明】 <ご利用日> 前日ご案内以降にご利用データもしくは振替が到着したものととなります。<支払い区分> 1=1回払い、2=2回払いの支払回数、3~=分割払いの支払回数、リボ=リボ払い、ポ=ボーナス一括払い 等 <今回回数> 今回の回数のお支払いを表示しております。
 【海外利用分の換算レートのご説明】 海外利用ご利用代金は、各国のVISAセンター/マスターカードセンターから米国の決済センターにデータが到着した時点で、VISA/マスターカードが指定するレートに、当方が海外利用にかかる事務処理費として所定の特許を加えたレートで日本円に換算されます。(海外キャッシュサービスは左記の経費を含みません)ご利用になった日のレートではありませんので、ご了承ください。

裏面もご覧ください。

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和5年 7 月分)

(兵庫県議会ひょうご県民連合議員団)

(議員名 石井健一郎)

整理 番号	使 途 項 目									
17	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ <u>郵務費</u> ・人件費	<table border="1"><tr><td data-bbox="986 517 1034 1084">案分率</td><td data-bbox="1034 517 1295 562">共通案分率 50%</td></tr><tr><td></td><td data-bbox="1034 562 1295 607">それ以外の案分 %</td></tr><tr><td></td><td data-bbox="1034 607 1295 651">案分の説明</td></tr><tr><td></td><td data-bbox="1034 651 1295 1084">$\begin{aligned} & 2.620 + 8.245 \\ & = 10.865 \times 50\% \\ & = 5.432 \end{aligned}$</td></tr></table>	案分率	共通案分率 50%		それ以外の案分 %		案分の説明		$\begin{aligned} & 2.620 + 8.245 \\ & = 10.865 \times 50\% \\ & = 5.432 \end{aligned}$
案分率	共通案分率 50%									
	それ以外の案分 %									
	案分の説明									
	$\begin{aligned} & 2.620 + 8.245 \\ & = 10.865 \times 50\% \\ & = 5.432 \end{aligned}$									

※別紙添付

ご利用代金明細書 (お客様の個人情報保護の為、口座番号及び会員番号の一部を表示していません)

金融機関	支店
科目	口座 No.
お問合せ番号	

平素は格別のご愛顧を賜い、誠にありがとうございます。適日ご利用いただきました「カードご利用明細」と「お支払目」を下記の通りご案内申し上げます。
 「お支払目」、「ご利用明細」と「口座残高」のご確認をお願い申し上げます。
 5 年 4 月 25 日発行

お支払目 5 年 5 月 10 日 お支払金額

ご利用年月日	ご利用店名	ご利用金額	支払 区分	今回 回数	お支払金額	(お支払い総額)		(内手数料)		備考
						現地通貨額	換算日	引当金	引当金	
	(ロードサービス VISA カード)	石井 健一郎 様								
5 4 13 3 月分	au 携帯電話料金	21854	1	1	21854					

備考の◎印はポイントの対象利用となります。

【ご利用明細のご説明】 <ご利用日> 前日ご案内以降にご利用データもしくは在預が到達したものとります。<支払い区分> 1=1回払い、2=2回払いの支払回数、3=分割払いの支払回数、リボ=リボ払い、ポ=ボーナス払い 等 <今回回数> 今回が何回のお支払いかを表示しております。
 【海外利用分の換算レートのご説明】 海外買付ご利用代金は、各国のVISAセンター/マスターカードセンターから米国の決済センターにデータが到着した時点で、VISA/マスターカードが指定するレートに、当方が海外利用にかかる事務処理費用として所定の手用を加えたレートで日本円に換算されます。(海外キャッシングサービスは左記の経費を含みません)ご利用になった日のレートではありませんので、ご了承ください。

裏面もご覧ください。

利用料金のご案内 CONFIRMATION OF CREDIT PAYMENT

KDDI株式会社
〒163-8003 東京都新宿区西新宿2丁目3-1 KDDIビル

発行年月日 DATE OF ISSUE 2023年 4月10日



石井 健一郎 様



0026832# 04093 F71121 000000 2304J



お知らせ INFORMATION

- 通信サービスご契約のお客さまへのご案内
ユニバーサルサービス料は、日本全国における加入電話・公衆電話等の提供確保のため、NTT東・西日本に支払われるものです。
- 電話リレーサービス料は、聴覚や発話に障がいのある方との意思疎通を手話等で仲介するサービス提供のため、日本財団電話リレーサービスに支払われるものです。
- 電話リレーサービス料の番号単価の改定について
電話リレーサービス料は、2023年4月～2024年1月ご利用分まで1番号あたり月額1円となります。

KDDIをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

ご利用年月
BILLING PERIOD 2023年 3月振替日(注1)
DUE DATE 2023年 3月
ご利用クレジット会社の
規約に基づく振替日ご利用料金
TOTAL AMOUNT DUEクレジットカード番号
CREDIT CARD No.ご請求コード
CUSTOMER CODE 0651361074

(注1)

ご利用料金はクレジットカード会社からのご請求となります。
なお、クレジットカード会社からご指定のクレジットカードでお支払い
ができない旨の通知を受けた場合は、後日払込用紙、SMSまたはプラス
メッセージをお送りいたします。お支払期日までにお支払いをお願い
いたします。

個人契約のお客様はご利用状況によりハガキタイプの請求書となる場合がございます。
封書をご希望の場合はお客さまセンターまでご連絡ください。

サービス別ご利用料金

au電話料金 (内訳)	(2,620円)
	(8,245円)
	(

au機器代金/各種オプション品
auかんたん決済利用料
紙請求書発行等手数料

※うち消費税等 10%対象
(課税対象額は [redacted] でした。)
※au合計台数 3台

お問い合わせ先

◆ au au携帯電話から 157

一般電話から 0120-977-033

受付時間 9時～20時(年中無休・無料)

◆ povo WEBのサポートページをご確認ください

クレジットカードでお支払いのお客様へ

◆変更のお手続きについて

クレジットカードの番号や有効期限が変わった場合は、速やかに変更のお手続きをお願いいたします。
お手続きが遅れますとクレジットカードでのお支払いが出来ない場合がございます。
お手続きは、右記WEBサイトからの変更が便利です。



URL <http://kddi-l.jp/vt>
※別途、パケット通信料がかかります。

◆クレジットカード会社のご利用明細について

クレジットカード会社が発行するご利用明細上は、「auかんたん決済」料金が電話等のご利用料金と分かれて表示
される場合がございます。
またご利用のサービス内容が変わると、クレジットカード会社が発行するご利用明細に掲載される名称が変わる
場合がございます。

料金内訳書

<凡例> *：税込または免税料金等、#：旧税率計算対象料金
内訳に「#」がある料金は、「消費税等」「課税対象額」の計算対象外です。

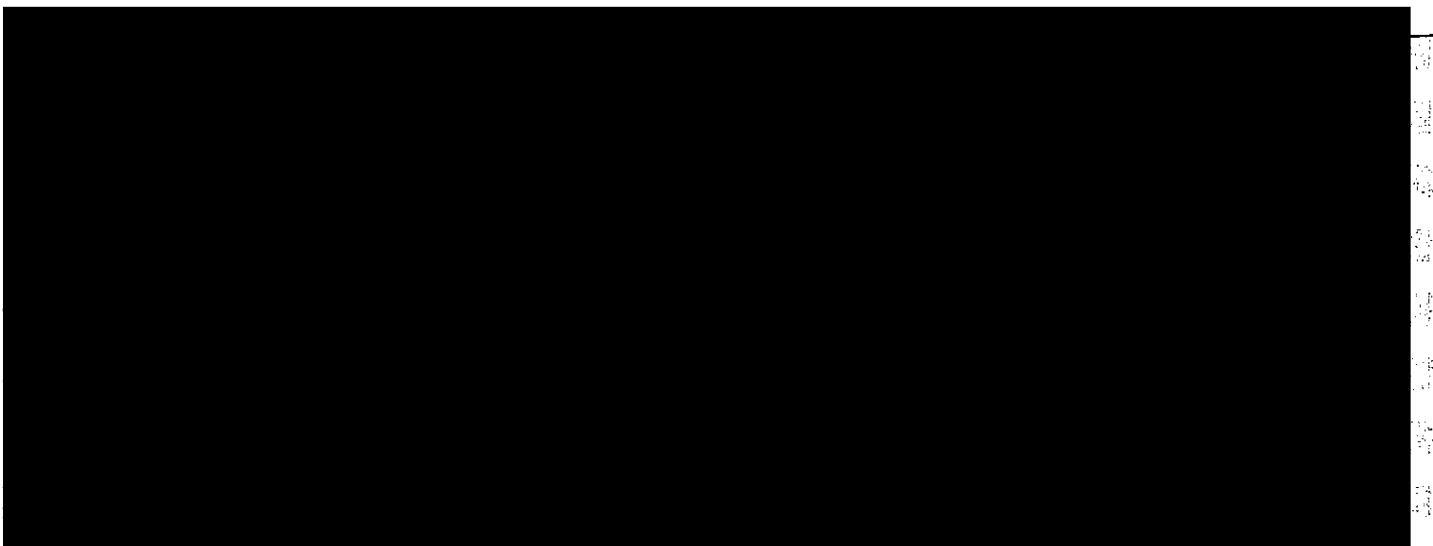
KDDI株式会社

石井 健一郎 様

ご請求コード:0651361074 | 発行日:2023年 4月10日

1頁

ご利用項目	金額(円)	内訳(円)	備考
● a u 電話料金			● 合計
ご利用番号	2,620		お客様コード 28545375
< 3月ご利用内訳 >	2,620		ご利用月数は2023年 4月で14年 8ヶ月目です。
▼プラン利用料	2,000		
ケータイシンプル+通話定額ライト2 2年契約N		2,170	基本使用料と通話定額ライト2 (800円) の合算額です
		-170	
▼オプション使用料	380		
故障紛失サポート		380	
▼通話料/ケータイシンプル通話定額ライト2	0		
通話料		1,500	
通話定額ライト2 割引額		-1,500	
▼ユニバーサルサービス料	2		
▼消費税等 (10%)	238		10%消費税の課税対象額 2,382円
データ利用量 (データ容量消費あり)	0.02GB		



ご利用番号	8,245		お客様コード 17641556
< 3月ご利用内訳 >	8,245		ご利用月数は2023年 4月で30年 10ヶ月目です。
▼プラン利用料	7,066		
カケホ (V)		4,200	
データ定額5 (V)		5,000	
2年契約		-1,500	
LTE NET		300	
a u スマートバリュー		-934	
▼オプション使用料	380		
故障紛失サポート		380	
▼通話料/カケホ (V)	48		
通話料		13,760	
SMS (Cメール) 送信料		48	
カケホ (V) 割引額		-13,760	
▼ユニバーサルサービス料	2		
▼消費税等 (10%)	749		10%消費税の課税対象額 7,496円
データ利用量 (データ容量消費あり)	3.83GB		



アップグレードプログラムが利用可能です。

料金内訳書

<凡例> * : 税込または免税料金等、# : 旧税率計算対象料金
 内訳に「*」がある料金は、「消費税等」「課税対象額」の計算対象外です。

KDDI株式会社

石井 健一郎 様

ご請求コード: 0651361074 | 発行日: 2023年 4月10日

2 頁

ご利用項目	金額 (円)	内訳 (円)	備考

au電話番号別一覧

au電話番号ごとの各サービスの合計額を記載しております。
 ※スマートパスなどのパス系サービスはauかんたん決済に含まれます。

au電話番号	au電話料金	au機器代金	auかんたん決済利用料	その他	合計
	2,620				2,620
	8,245				
合計					



石井 健一郎 様

08137-5372-6470-23620 6005393#B

230421-LZ6 005393# 002ACSN005393



親展 ご利用代金明細書

お問い合わせの際は、お手元にカードをご用意ください。

(お問い合わせ先)

株式会社みなとカード
神戸市中央区西町 35 番地
TEL 078-322-2001

※電話番号はお間違いのないようにおかけください。
登録番号 近畿財務局長第00492号

矢印方向にゆっくりとお開けください。左右から開き、両面ともお読みください。

OPEN

ご利用代金明細書 (お客様の個人情報保護のため、口座番号及び会員番号の一部を表示していません)

金融機関		支店	
科目		口座 No.	
お問合せ番号			

本票は権利のご登録を目的に発行しております。過日ご利用いただきましたカードご利用明細(お支払日)を下記の通りご案内申し上げます。
「お支払日」、「ご利用明細」と「口座振替」のご確認をお願い申し上げます。 5年 4月 25日発行
尚、お支払口座へのご入金はお早めにお願いたします。

お支払日 5年 5月 10日 お支払金額

ご利用年月日	ご利用店名	ご利用金額	支払 区分	今回 回数	お支払金額	(お支払い総額)		(内手数料)	
						現地通貨額	通貨別	親カード内/現地通貨別	換算日
	(ロードサービスVISAカード)		石井	健一郎	様				
5/3/1	神戸新聞ECショップ	3850	1	1	3850				
5/3/1	朝日新聞デジタル (朝日ID決済)	3800	1	1	3800				
5/3/31	UQ ご利用料金	4270	1	1	4270				
5/4/13	3月分 au携帯電話料金	21854	1	1	21854				
お支払金額合計									

備考の◎印はポイントの対象利用となります。

(ご利用明細のご説明) <ご利用日>前日ご案内以降にご利用データもしくは振替が到達したものとします。<支払い区分>1=1回払い、2=2回払いの支払回数、3=3回払いの支払回数、リボ=リボ払い、ホ=ボーナス一括払い 等 <今回回数>今回が何回目のお支払いを表示してあります。
(ご利用明細の表示) 海外異国ご利用代金は、各国のVISAセンター/マスターカードセンターから米国の決済センターにデータが到着した時点で、Visa/マスターカードが指定するレートに、当方が海外利用にかかる事務処理費として所定の費用を加えたレートで日本円に換算されます。【海外チャージサービスは左記の経路を含めません】ご利用になった日のレートではありませんので、ご了承ください。

裏面もご確認ください。


(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和5年 〇 月分)

(兵庫県議会ひょうご県民連合議員団)

(議員名 石井健一郎)

整理 番号	使 途 項 目	
18	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
		共通案分率 50% それ以外の案分 % 案分の説明
	<p data-bbox="236 1016 619 1093"></p> <p data-bbox="252 1128 587 1160">納品書 (領収書)</p> <p data-bbox="229 1218 641 1330">コスモ石油販売(株) 京阪神カンパニー 二宮SS 兵庫県神戸市中央区二宮町3-5-18 TEL:078-587-7219 SS-031021</p> <p data-bbox="239 1352 641 1415">2023年04月20日 15:18 伝票No.0057 通番2432</p> <p data-bbox="229 1438 641 1527">ニガザ・カード 様 車番0511 売上 ザ・カード</p> <p data-bbox="229 1554 641 1666">11200 レギュラーガソリン P01 ¥4814 数量 29.00(L) 単価 166</p> <hr/> <p data-bbox="229 1688 641 1877">合計 ¥4,814 (内消費税) 53.8 ¥1560 (内税分消費税) ¥438 (10%税込対象額) ¥4814 (10%消費税) ¥438 処理通番 06134</p> <p data-bbox="229 1881 641 1966">支払方法 通常 端末番号:7740577703102 担当: [redacted]</p> <p data-bbox="229 1966 641 2056">9567-9567 01 2023/04/20 レシートを折りたたんで保管の際は 印字面が内側になる様にお願いします</p>	


本領収書は兵庫県議会
議員石井健一郎宛の
ものである

領収書等添付様式【共通】

(令和5年 4 月分)

(兵庫県議会ひょうご県民連合議員団)

(議員名 石井健一郎)

整理番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
19	 納品書 (領収書) コスモ石油販売(株) 京阪神カンパニー 二宮SS 兵庫県神戸市中央区二宮町3-5-18 TEL:078-587-7219 SS-031021 2023年04月26日 16:17 伝票No.0050 通番2254 コスモ・ザ・カード 様 車番:001 売上 ザ・カード 11200 レギュラーガソリン P02 ￥2903 数量 17.49(L) 単価 2166 <hr/> 合計 ￥2,903 (内ガソリン税 253.8 ￥941 (内税分消費税 ￥264, (10%税込対象額 ￥2,903) (10%消費税 ￥264) 処理通番 06249 支払方法 通常 端末番号:7740577703102 担当: XXXXXXXXXX 0117-0117 01 2023/04/26 レシートを折りたたんで保管の際は 印字面が内側になる様をお願いします	共通案分率 50% それ以外の案分 % 案分の説明 案分率 2903-2166-2166 2903
		本領収書は兵庫県議会 議員石井健一郎宛の ものである

コスモ・ザ・カードご利用代金請求書

2023年 5月 7日作成 1枚中 1

毎々格別のご愛顧を賜わり、誠に有難うございます。
 今分のご利用明細書およびご請求内容は、下記の通りでございます。
 なお、ご請求金額合計はご指定の下記口座から引落しさせていただきますので
 ご案内申し上げます。

コスモ石油マーケティング株式会社

SMBCファイナンスサービス株式会社
 (本店所在地) 愛知県名古屋市中区丸の内三丁目23番20号
 (お問い合わせ先) コスモ石油カードセンター
 0120-987622 / 携帯電話から 03-4330-1660
 受付時間 月~土曜日・祝日 9:15~17:30 / 日曜日 10:00~17:00

【カードショッピングご利用について】
 翌月1回払いを除き、商品瑕疵、役務の未提供などを理由に支払を止めること
 できる場合があります。

カード発行店	コスモ石油販売(株) 京阪神カンパニー
SS名	二宮

石井 健一郎 様



B18011311002 12622 12504 00

CHX56241 0013285 00033 1 890003 8888501 0012504



ご請求金額合計	お支払い日	お問い合わせ番号
	2023年 5月 29日	0016 3709 3410

*お客様預金口座へのご入金は前日営業日(金融機関)の 5月 26日(金)までにお願ひ申し上げます。

お支払口座	金融機関名	支店名	種別・口座番号

ショッピングご利用限度額	30 万円	ご利用残高合計	ショッピング	キャッシング
キャッシングご利用限度額	*** 万円(通常利率(年))	(4月30日現在)		
〻お客様の総ご利用限度額は下記の通りです。(本カード以外に当社カードをお持ちの場合、 他カードの利用と合わせた限度額となります。) お客様総ご利用限度額 420 万円		内残高	1回払い	
内、翌月1回払い以外の総ショッピング限度額	0 万円	リボルビング払い		
内、お客様総キャッシング限度額	*** 万円	ボーナス一括払い		
カードキャッシングは、カードショッピングご利用額により、利用可能額が減額となることがあります。 カードキャッシングは、お客様総キャッシング限度額の範囲内となります。		リボルビング払い (ショッピング)	月々のお支払コース	
			ボーナス時ご指定額	
			実質年率	12.0

ご利用日	ご利用店	ご利用品名	金額	本人	レギュラー	数量	金額	
2023. 4. 20	二宮		4,814	本人	レギュラー	29	00	
							今回ご請求金額	
							(ご請求金額合計)	

ご利用者欄の表示は 本人:石井 健一郎 様 となっております。

裏面にコスモ石油からの大切なお知らせがございます。

コスモ・ザ・カードご利用代金請求書

2023年 5月 7日作成 1枚中 1枚目

毎々格別のご愛顧を賜わり、誠に有難うございます。
 今回分のご利用明細書およびご請求内容は、下記の通りでございます。
 なお、ご請求金額合計はご指定の下記口座から引落しさせていただきますので
 ご案内申し上げます。

コスモ石油マーケティング株式会社

SMBCファイナンスサービス株式会社
 (本店所在地) 愛知県名古屋市中区丸の内三丁目23番20号
 (お問い合わせ先) コスモ石油カードセンター
 0120-987622 / 携帯電話から 03-4330-1660
 受付時間 月~土曜日 9:15~17:30 / 日曜日 10:00~17:30

【カードショッピングご利用について】
 翌月1回払いを除き、商品瑕疵、役務の未提供などを理由に支払を止めることが
 できる場合があります。

カード発行店	コスモ石油販売(株) 京阪神カンパニー
SS名	二宮

石井 健一郎 様



B18011311002 12622 12504 00

CHX56241 0013285 00033 1 890003 8888501 0012504



ご請求金額合計	お支払い日	お問い合わせ番号
	2023年 5月 29日	0016 3709 3410

※お客様預金口座へのご入金は前日営業日(金融機関)の 5月 26日(金)までにお願ひ申し上げます。

お支払口座	金融機関名	支店名	種別・口座番号

ショッピングご利用限度額	30 万円	ご利用残高合計	ショッピング	キャッシング
キャッシングご利用限度額	*** 万円	(4月30日現在)		0円
■お客様の総ご利用限度額は下記の通りです。(本カード以外に当社カードをお持ちの場合、 他カードの利用と合わせた限度額となります。)		内残高	1回払い	0円
お客様総ご利用限度額 420 万円		訳の	リボルビング払い	0円
内、翌月1回払い以外の総ショッピング限度額 0 万円			ボーナス一括払い	-----円
内、お客様総キャッシング限度額 *** 万円		リボルビング払い	リボルビング払い	0円
カードキャッシングは、カードショッピングご利用額により、利用可能額が減額となることがあります。 カードキャッシングは、お客様総キャッシング限度額の範囲内となります。		(ショッピング)	ボーナス時ご指定額	0円
			実質年率	12.000%

ご利用日	ご利用先	ご利用金額(円)	ご利用者	備考	今回のご請求金額(円)
カードショッピング					
▶1回払い					
2023. 3. 31	COMリテール部リース	-215	本人	リース車キャンペーン値引き	数量 -71.50
2023. 3. 31	COMリテール部リース	-215	本人	リース車値引きS	数量 -71.50
2023. 4. 26	二宮	2,903	本人	レギュラー	数量 17.49
					今回ご請求金額
					(ご請求金額合計)
ご利用者欄の表示は 本人:石井 健一郎 様 となっております。					

裏面にコスモ石油からの大切なお知らせがございます。

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和5年 4 月分)

(兵庫県議会ひょうご県民連合議員団)

(議員名 石井健一郎)

整理 番号	使 途 項 目					
+	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	<table border="1"><tr><td data-bbox="987 497 1034 1061" rowspan="3">案 分 率</td><td data-bbox="1034 497 1297 539">共通案分率 100 50%</td></tr><tr><td data-bbox="1034 539 1297 582">それ以外の案分 %</td></tr><tr><td data-bbox="1034 582 1297 1055">案分の説明</td></tr></table>	案 分 率	共通案分率 100 50%	それ以外の案分 %	案分の説明
案 分 率	共通案分率 100 50%					
	それ以外の案分 %					
	案分の説明					
※別紙添付						

領収証

No. 00001141

2023年4月29日

兵庫県議会ひょうご県民連合議員団 石井健一郎 様

金額

¥22,000-

内

消費税等

¥2,000-

但 2月分政務活動費会計処理・報告書作成

上記正に領収いたしました

650-0012 兵庫県神戸市中央区北長狭通5-2-19-301

大内税理士事務所

TEL 078-203-6366



(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和5年 4 月分)

(兵庫県議会ひょうご県民連合議員団)

(議員名 石井健一郎)

整理 番号	使 途 項 目	
22	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	共通案分率 100 50% それ以外の案分 % 案分の説明 案分率
※別紙添付		

領収証

No. 00001142

2023年4月29日

兵庫県議会ひょうご県民連合議員団 石井健一郎 様

金額

¥22,000-

内

消費税等

¥2,000-

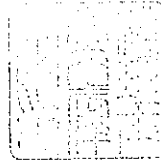
但 3月分政務活動費会計処理・報告書作成

上記正に領収いたしました

650-0012 兵庫県神戸市中央区北長狭通5-2-19-301

大内税理士事務所

TEL 078-203-6366



業務契約書

大内税理士事務所

業務委託契約

委託者（甲）：兵庫県議会議員 石井健一郎

受託者（乙）：税理士 大内武洋

兵庫県議会議員 石井健一郎（以下、甲という）と 税理士大内武洋（以下、乙という）は、次の通り業務委託契約を締結する。

第1条（委託内容）

甲は乙に対し、次に定める業務を委託し、乙はこれを受託する。

内容 政務活動費会計処理・報告書作成

対象業務	対象外業務
収支報告書	活動報告書
会計帳簿	勤務実績表
月別支出報告書	切手受払簿
領収書等添付様式	回数券等使用簿
備品台帳	定期券使用簿

第2条（再委託の制限）

乙は、本業務を第三者に再委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

第3条（報告）

乙は、甲からの請求があったときは、本業務の履行状況につき、直ちに甲に報告しなければならない。

第4条（責任の範囲）

- 乙は、第1条に定める委託業務を遂行するにあたり、「政務活動費の手引き」の範囲で責任をもって行う。
- 政務活動費の支出に関する充当や案分等に関する判断については、甲が責任をもって行う。

第5条（契約対象期間）

本契約の対象期間は、令和3年4月分から令和5年3月分までの政務活動費の支出事務の確認が終了するまでとする。

第6条 (報酬及び支払方法)

- 1 甲は乙に対し、業務委託の報酬として、月額 20,000 円を翌月末日に限り、乙が指定する方法により支払うものとする。
- 2 上記報酬額には別途消費税が付加される。

第7条 (守秘義務)

乙は、本契約に定める業務を遂行するにあたり知り得た個人情報等について、それぞれ守秘義務をおう。

第8条 (その他事項)

本契約に定めのない事項並びに本契約の内容につき変更が生じることとなった場合は、甲乙協議のうえ、誠意をもってこれを解決するものとする。

第9条 (特記事項)

本契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙各々記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 3年 4月 1日

委任者 (甲)

石井 健一郎

受任者 (乙) 兵庫県神戸市中央区北長狭通 5-2-19-301
大内税理士事務所

大内 武洋